

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(4)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に主要な対外経済関係法の改正が行われ、海外直接投資に関する多くの法規に改正が行われた¹。これを受けて、本誌上において、これまで改正後の海外直接投資制度の概況、海外直接投資企業の類型と特徴、北朝鮮と中華人民共和国（以下、中国とする）の海外直接投資制度の比較について取り扱ってきた。

北朝鮮の対外経済関係法のうち、合弁法とそれに関連する規定、外国人投資企業と外国人の税金に関する法規は、1980年代中盤に制定され、その他の多くは、1991年末の羅津・先鋒自由経済貿易地帯の制定以後、1995年ころまでに立法された。

今回はこれらの法規の中から、海外直接投資に直接的関連を持つ、外貨管理法、外国投資銀行法、土地賃貸法、外国投資企業及び外国人税金法、環境保護法について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘することとする。

1. 外貨管理法

外貨管理法は、北朝鮮における外貨の取り扱いを総合的に規定する法律として、1993年1月に制定され、1999年2月に改正されている。この法律の目的は、「外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する」（第1条）ことにあり、北朝鮮の対外経済関係拡大の目的を象徴的に表している。外貨管理法には、外貨で規定する外貨とは、「転換性のある外国貨幣」等が属し（第3条）、決済に使用できる外貨は「外貨管理機関が定めた外貨」と外貨管理機関の承認を受けた場合に、「定められた外貨以外の外貨」である（第8条²）。また、国内での外貨現金の流通は

禁止されており（第6条）、公民の外貨保有は国家の定めた範囲内のみとされている（第15条）。

直接投資で設立された、合弁、合作、外国人企業と外国企業の支店は「外貨管理機関との合意の下に共和国の銀行に口座を開くことができ」、「必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる」（第18条）。非居住者取引は、羅先経済貿易地帯にある銀行に限って、外貨管理機関の承認の下に行うことができる（第19条）。

外貨現金や外貨有価証券、貴金属の持ち込みには、制限はないが（第22条）、持ち出しは入国時に税関申告書で明らかにした金額に限られる（第23条）。ただし、羅先経済貿易地帯では、外貨現金と外貨有価証券を許可文書または税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができることになっている（第24条）。外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までに限って共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる（第28条）。

制裁として予定されているのは、罰金と不法に取引した外貨および物の没収、銀行取引の停止である（第29条）。また、重大な違反には、「情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。」（第31条）との規定があるが、実際にどのような責任追及がなされるかは明らかではない。

1999年2月の改正において変更されたのは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更だけで、内容上の変更はない。なお、改正前の外貨管理法には施行規定が存在したが、2001年に発行された法規集には、施行規定は掲載されていない³。

2. 外国投資銀行法

外国投資銀行法は、1993年11月に制定され、1999年2月

¹ 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINAREPORT』第48号(2002.10)15~19頁を参照。

² 前者にはユーロ、日本円などのいわゆるハードカレンシーが、後者には人民元、ルーブルなどが含まれる。筆者が2002年9月に見た平壤の普通江ホテルの外貨両替所のレート表示でも人民元は、ハードカレンシーのあとに列挙されており、ルーブルは表示されていなかった。

³ 2002年9月に訪朝した際、現地の法学者に多くの法律の施行規定を含む行政法規が新しい法規集に収録されていないことについて関連して、それらが廃止されたのか、それとも有効なのかについて質問を行った。質問に対して、これまで制定された行政法規の多くは有効で、新しい法規集に収録されていないのは、法改正に伴う字句上の修正中であるからだという説明があった。これに対して、北朝鮮において、投資条件の詳細は施行規定によって規定されていることが多く、これを同時に改正し、法規集に掲載しないのは、外国の投資家にとって、北朝鮮の投資条件を知る手段が限られてしまうと反論したところ、旧規定の内容はほとんどそのまま受け継がれるため、それほど神経を使う必要はない、紙事情も悪いので、たびたび法規集を出版することは難しいという答えが返ってきた。確かに、北朝鮮国内の紙事情が悪いことは事実で、外国に出せる紙質の出版物を作るのは大変だろう。しかし、中国やベトナムなど周辺国の情報提供体制が北朝鮮のそれをはるかに上回っている状況の中で、投資誘致のための情報提供、法的透明性の拡大は急務である。インターネットや電子出版物で情報提供を行うなど、情報提供手段の多角化、高度化によって、紙事情は回避することができるし、北朝鮮にはそれを行うことができるだけの技術力もある。問題は、そのような力量を活用できない北朝鮮の現実であり、これは北朝鮮投資に対する魅力をも失わせてしまう。投資誘致のために、力量を集中できるシステムの構築が望まれる。

に改正された。この法律は、合併銀行と外国銀行、外国銀行支店を設立することを許すことにより、「世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する」（第1条）ことを目的としている。このうち、合併銀行は全領域で設立することが可能だが、外国銀行及び外国銀行支店は、羅先経済貿易地帯にのみ設立することができる（第2条）。この法律では、第2章で外国投資銀行の設立及び解散を規定し、第3章で外国投資銀行の資本金及び積立金、第4章で外国投資銀行の業務及び決算、第5章で制裁及び紛争解決を規定している。

北朝鮮で外国投資銀行が行うことのできる業務は、1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金、2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引、3.外国為替業務、4.外貨投資、5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証、6.外貨送金、7.輸出入物資代金決済、8.非居住者間の取引業務、9.外貨有価証券の売買、10.信託業務、11.信用調査及び相談業務などである（第23条）。自己資本金は「債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上」保有することが義務づけられている。（第20条）。投資優遇として、1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減。2.北朝鮮の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除、3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金の免除することを定めている。法違反への制裁としては、罰金、営業中止が予定されている。

1999年2月の改正において変更されたのは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更のほか、この法律の制定趣旨が追加された（第7条）ことにとどまっており、内容上の変更はない。旧条文には施行規則が存在したが、新条文に対応した施行規定の存在はまだ確認できていない。

3. 土地賃貸法

土地賃貸法は、「外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序を確立すること」（第1条）を目的とする、直接投資に関連する土地の賃貸、利用を規定する法律である。羅津・先鋒自由経済貿易地帯が1991年末に設置され、外国からの投資に伴う土地の利用を円滑に行うために、1993年10月に制定された。羅先経済貿易地帯だけでなく、全国的に通用する法律である。

国家が土地を所有する北朝鮮において、直接投資を行う当事者は、土地を所有するのではなく、賃貸することによって利用することになっている。海外直接投資関連の基本法である『外国人投資法』では、「外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年までの期間で賃貸する」（第15条）することが規定されており、土地賃貸法は、この規定を具体化するための立法であるといえる。

土地賃貸法では、第1章で土地賃貸法の基本原則を定め、第2章で土地の賃貸方法、第3章で土地利用権の譲渡及び抵当、第4章で土地の賃貸料、第5章で土地利用権の返還、第6章で制裁及び紛争解決を規定している。土地の賃貸は、中央国土環境保護指導機関の承認の下に行うことになっているが、土地賃貸借契約は、道（直轄市）人民委員会または羅先市人民委員会の国土環境保護部署が締結する（第4条）。ただし、土地を出資することにより、合併、合作を行おうとする国内企業は「企業所所在地の道（直轄市）人民委員会又は羅先市人民委員会の承認を受けて当該土地利用権を有することができる」（第5条）との規定がなされている。賃借した土地の利用権は、賃借者の財産権となり（第7条）、土地を賃貸する機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転貸借、贈与、相続）したり、抵当に入れたりすることができる（第15条）。

土地の賃貸は、協商の方法を原則とし、羅先経済貿易地帯では、入札と競売の方法も許容されている（第9条）。土地の賃貸にかかる費用としては、土地賃貸料と土地開発費がある。前者は、土地利用権を移転する価格と土地を利用する価格に分けて規定されており（第28条）、後者は土地整理、道路建設、上下水道、電気、通信、暖房設備などインフラ建設に要した費用が含まれる（第29条）。推奨部門と羅先経済貿易地帯に投資する場合には、土地使用料を10年まで軽減または免除することができる規定も置かれている（第33条）が、土地開発費が免除されるという規定はない。北朝鮮において土地使用料は、インフラ建設に要した費用を外国の投資者に支払わせることを前提とした体系となっており、土地開発費の方が土地使用料より高額になる可能性もあるので、諸外国との比較を行う時には、注意が必要である。

土地賃貸法も、他の多くの対外経済関係法と同じく、1999年2月に改正された。主要な変更点は、従来羅津・先鋒自由経済貿易地帯にあった一部の投資案件に対する許認可権がすべて中央政府に集中された結果として、土地賃貸に対する承認権が中央政府に一本化されたこと（第4条）⁴、

⁴ ただし、契約の締結は、各道（直轄市）羅先市の人民委員会と行うことになるため、中央政府の承認だけでなく、現地の地方政府との調整も行わなければならないのは、以前と同じである。

土地賃貸料を延滞した場合の延滞料が1日あたり土地使用料の0.1%であったものが、0.2%になったことがあげられる。また、改正前の土地賃貸法には詳細な施行規定が存在したが、今回の改正後に出版された法規集には、施行規定は含まれてはいない。今後、新たな施行規定が発表されるであろうが、土地賃貸に関する手続については、そちらを参照する必要がある。

4. 外国投資企業及び外国人税金法

外国投資企業及び外国人税金法は、1985年3月に制定された合弁会社所得税法と外国人所得税法が集約されて、1993年1月に現在の名称となったものである。この法律は、1999年2月に改正された後、2001年5月にも改正が行われている。ここでは、1993年1月に制定されたものと、2001年5月に改正されたものを比較して検討することにする。

この法律は、「本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。」(第6条)と、直接投資を行う企業のほか、外国企業の支店や営業所、北朝鮮で働く外国人の税金について総合的に規定する。第1章で外国投資企業及び外国人税金法の基本、第2章で企業所得税、第3章で個人所得税、第4章で財産税、第5章で相続税、第6章で取引税、第7章で営業税、第8章で地方税、第9章で制裁及び申訴を規定している。

企業所得税の課税対象は、「生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の企業活動を行なって得た所得並びに利子所得、配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得」(第8条)である。また、北朝鮮の法人である外国人投資企業については、全世界所得が課税対象となる。税率は、決算利潤の25%(羅先経済貿易地帯では14%、特別な推奨部門では10%)である(第9条)。配当、利子、賃貸、特許料使用料等に対する企業所得税率は、20%(羅先では10%)である(第10条)。また、有利な資金提供、推奨部門、羅先経済貿易地帯に設立された企業などに対する優遇税制(第15条)、利潤の再投資に対する優遇(第16条)についても規定している。

個人所得税の課税対象者は、「共和国領域内で所得を得た外国人」と「共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人」であり、前者は北朝鮮で得た所得に対して、後者は全世界所得に対して、個人所得税を納めなければならない。個人所得税の税率は、労働報酬に対しては、所得

に応じた累進課税となっており、5~30%である。利子、配当、固定資産賃貸、知的所有権およびノー・ハウの提供に対しては20%、贈与は所得が1万ウォン以上の場合2~15%、財産販売に対しては25%となっている。

財産税とは、「共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機」に対して課税される税金である。羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税が5年間免除される(第25条)。財産税の税率は、居住地の財政機関に登録した価格(評価価格)の1~1.4%となっている(第28条)。

相続税は、「共和国領域内にある財産」を相続する場合と、「共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合」に課税される。税率は、当該相続財産を相続するときの価格から被相続人の債務を清算した残りの金額の6~30%である(第31条)。

取引税とは、生産部門の外国投資企業が生産物の販売収益金に対して課する税金である(第37~38条)。税率は、生産物販売額の1~15%である。輸出商品については、輸出が制限されているものを除き免除、羅先経済貿易地帯では、50%の軽減措置がある(第39条)。

営業税とは、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養(飲食)、娯楽、衛生便宜等のサービス部門と建設部門のサービス収入と建設物引渡収入に対して課される税金である(第43~44条)。税率は、当該収入金の2~10%である(第45条)。羅先経済貿易地帯においては、商業、給養業、娯楽業以外の業種について、50%の軽減措置がある(第48条)。

外国投資企業および外国人が納付すべき地方税には、都市経営税と自動車利用税がある。前者は、「公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するため」(第50条)である。税率は、外国投資企業の月労働賃金総額または居住する外国人の月収入額の1%である。自動車利用税は、自動車の利用に対して年間20~220ウォンである⁵。

この法律に対する違反への制裁としては、延滞料(1日当たり、0.3%)、罰金が規定されており、「重大な結果を引き起こした場合」には、行政的または刑事的責任も予定されている。また、紛争解決手段としては、申訴と訴訟が予定されている。ただし、民事訴訟法には訴訟当事者として、予算制の国家機関は含まれていないため、財政機関との意見相違等の紛争が発生した場合の訴訟手続の詳細は不明である。

1993年に制定された条文と、2001年に改正された条文とを比較すると、(1)営業税が新設され、サービス部門およ

⁵ 2002年7月の物価、賃金の改定以降、この金額がどのように変わったかは不明である。

び建設部門に対しては取引税ではなく、営業税を課税することになったこと、(2)旧条文では、付録で詳細に税率を規定していたのが、新条文では税率の幅を規定するのみとなり、実際の税額は別に規定をおくことになったこと⁶、(3)地方税のうち、登録免許税の規定がなくなったこと、(4)企業所得について「生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の」と例示が行われたこと、(5)「工業所有権」が「知的所有権」になったことなどがあげられる。また、税率も旧条文の付録で規定されているものよりも、新条文の方が高くなっているものが多い。旧条文には施行規則が存在したが、新条文に対応した施行規定の存在はまだ確認できていない。

5. 環境保護法

環境保護法は、1986年4月に制定され、1999年3月に改正された、環境保護についての国家の総合的な方針を規定している法律である。第1章で環境保護法の基本原則、第2章で自然環境の保存及び造成、第3章で環境汚染防止、第4章で環境保護に対する指導統制を規定している。第1章では、公害を防ぐための予防対策を重視し(第4条)都市や農村の建設、工場、企業所をはじめとする産業施設の配置において環境保護対策を講じること(第3条)を規定している。また、「国家は、環境保護分野において、外国及び国際機構との交流及び協力を発展させる。」と(第8条)環境分野での国際協調を規定している。

第2章では、自然環境の保護のために、自然環境保護区、植物保護区、水産資源保護区等の自然環境保護区と特別保護区を置くことを規定している(第11条)。また、国土管理総動員月間、植樹月間、都市美化月間等の国土環境保護月間を定めて(第18条)自然保護についての啓蒙を行うことを規定している。

第3章では、工場、企業所などに対する環境汚染防止対策について規定すると同時に、都市における環境整備、上下水道の整備、船舶による汚染物質の投棄の禁止、都市計画における工業地区と住宅地区の分離など、幅広い分野について広く浅く規定を行っている。

第4章では、環境保護行政に関する規定と、この法律の規定に反した場合の制裁措置が規定されている。制裁措置としては、工場などの操業停止、当該建物、施設物の撤収、違法行為に利用された物資および金銭を没収、また破壊さ

れた環境の原状回復が例示されており、その他情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる旨の規定がある。

1999年の改正では、旧規定の第4章「環境保護に対する指導管理」、第5章「環境被害に対する損害補償及び制裁」が統合され、「環境保護に対する指導統制」となり、環境保護秩序違反により損害を被った企業や公民の損害賠償請求権が削除されている。また、上下水道の整備について「飲み水の濾過消毒を厳格に行い、住民に水質基準を正確に保障した飲み水を供給しなければならない。」(第25条)と水質基準の遵守を強調した内容に変更されている。また、13年間の法律の運用を反映して、漠然とした環境保護規定から、排出基準等の基準値の遵守を基本とする規定と変化している。さらに、この間の国際関係の変化を反映して、「わが国に友好的に接するすべての国」との交流、協力から、一般的な「外国及び国際機構」との交流、協力を行うように規定が変更されている。

おわりに

以上、外貨管理法、外国投資銀行法、土地賃貸法、外国投資企業及び外国人税金法、環境保護法について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘してきた。1999年以降の改正は、1998年憲法改正に伴う国家機関の改編を反映した字句の修正、羅先経済貿易地帯に付与されていた投資案件の承認権の中央への返上、これまでの法運用経験の反映が内容の中心となっている。

今回の改正を見る限り、対外経済関係法に関しては、環境の変化に伴って、法規を逐次改正していく流れが北朝鮮においても定着したと考えられる。投資環境の透明性確保という点から、この流れは評価できる。ただし、今回の改正後に出版された法規集には、改正前の法律に存在した施行規定が掲載されていない。現在、改正作業が進んでいるようであるが、重要な手続規定が多く規定されている施行規定が法規集から落ちてしまうという事実は、外国の投資家が何を必要としているかを、北朝鮮の投資促進にあたる当事者がしっかりと認識していないのではないかという疑いを抱かせる。魅力ある投資環境を作るには、積極的に投資環境に関する情報を公開し、リスクを含めた投資環境の全貌が外国の投資家にわかるようにするシステムを樹立することが必要である。

⁶ 現在北朝鮮で発行されている法規集には、以前は存在した税率の詳細を規定する施行規定は含まれていないので、投資環境の透明性の観点からは後退だと指摘せざるを得ない。新条文に対応した施行規定の早期の公表が必要である。

資料（筆者による翻訳）

1.朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法

チュチェ82（1993）年1月31日 最高人民会議常設会議決定第27号として採択

チュチェ88（1999）年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 外貨管理法の基本		第一章 外貨管理法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する。
2	本法は、外貨取引、外貨有価証券の発行及び外貨現金並びに有価証券及び貴金属の搬出入と関連した原則及び秩序を規定する。	2	本法は、外貨取引、外貨有価証券の発行及び外貨現金並びに有価証券及び貴金属の搬出入と関連した原則及び秩序を規定する。
3	外貨には転換性のある外国貨幣、国家債券、転換可能会社債券をはじめとする外貨有価証券、手形、小切手、譲渡性預金証書をはじめとする外貨支払手段、その他外貨資金及び装飾品でない金、銀、白金及び国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨等の貴金属が属する。	3	外貨には転換性のある外国貨幣、国家債券、転換可能会社債券をはじめとする外貨有価証券、手形、小切手、譲渡性預金証書をはじめとする外貨支払手段、外貨資金、装飾品でない金、銀及び白金並びに国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨等の貴金属が属する。
4	国家は、外貨管理機関を通じて共和国領域内で取り引きされる外貨を掌握して管理する。	4	国家は、外貨管理機関を通じて外貨を掌握して管理する。
5	朝鮮民主主義人民共和国の外貨が替業務を行う専門銀行は、貿易銀行である。その他の銀行も外貨管理機関の承認を受けて、外貨が替業務を担当することができる。	5	朝鮮民主主義人民共和国の外貨が替業務を行う専門銀行は、貿易銀行である。その他の銀行も外貨管理機関の承認を受けて、外貨が替業務を担当することができる。
6	朝鮮民主主義人民共和国領域内では、外貨現金を流通させることはできない。外貨現金を使用しようとする場合には、朝鮮ウォンと交換してのみ使うことができる。外貨の売買、預貯金及び抵当は、外貨が替交換業務を担当する銀行を通じてのみ行うことができる。	6	朝鮮民主主義人民共和国領域内では、外貨現金を流通させることはできない。外貨現金を使用しようとする場合には、朝鮮ウォンと交換してのみ使うことができる。外貨の売買、預貯金及び抵当は、外貨が替交換業務を担当する銀行を通じてのみ行うことができる。
7	朝鮮ウォンの外貨が替相場は、外貨管理機関が定める。	7	朝鮮ウォンの外貨が替相場は、外貨管理機関が定める。
8	わが国と外国との間で決済することのできる外貨は、外貨管理機関が定める。外貨管理機関の承認を受けて定められた外貨以外の外貨でも決済することができる。	8	わが国と外国との間で決済することのできる外貨は、外貨管理機関が定めた外貨とする。外貨管理機関の承認を受けて、定められた外貨以外の外貨でも決済することができる。
9	朝鮮民主主義人民共和国領域内で合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。	9	合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。
10	本法は、外貨を利用するわが国の機関、企業所、団体及び公民に適用する。共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国投資家、外国人及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞にも本法を適用する。	10	本法は、外貨を利用するわが国の機関、企業所、団体及び公民に適用する。共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国投資家、外国人及び朝鮮同胞にも本法を適用する。
第二章 外貨の利用		第二章 外貨の利用	
11	外貨は、次の各号に掲げる取引に利用することができる。 1.貿易契約及び支払協定に基づく取引 2.貿易外の取引 3.銀行で朝鮮ウォンを売買する取引 4.資本取引	11	外貨は、次の各号に掲げる取引に利用することができる。 1.貿易契約及び支払協定に基づく取引 2.貿易外の取引 3.銀行で朝鮮ウォンを売買する取引 4.資本取引
12	対外経済取引に基づく決済は、送金、代金請求、支払委託等の方法で行う。	12	対外経済取引に基づく決済は、送金、代金請求、支払委託等の方法で行う。
13	わが国の機関、企業所、団体は、収入となる外貨を朝鮮ウォンに交換して自身の口座に預けなければならない。外貨は、外貨管理機関の承認を受け、指定された指標及び項目にのみ使用しなければならない。	13	わが国の機関、企業所、団体は、収入となる外貨を朝鮮ウォンに交換して自身の口座に預けなければならない。外貨は、外貨管理機関の承認を受け、指定された指標及び項目にのみ使用しなければならない。
14	外貨有価証券を発行しようとするわが国の機関、企業所は、当該機関の承認を受けなければならない。	14	外貨有価証券を発行しようとするわが国の機関、企業所は、当該機関の承認を受けなければならない。
15	共和国公民は、外貨を国家の定めた基準内でのみ保有し、その基準を超える外貨は国内の銀行に販売又は預金しなければならない。	15	共和国公民は、合法的に得た外貨を国家の定めた基準内でのみ保有し、その基準を超える外貨は国内の銀行に販売又は預金しなければならない。
16	外国人は、国外から送金された外貨又は合法的に得た外貨を共和国の銀行に預金又は販売することができる。	16	外国人は、国外から送金された外貨又は合法的に得た外貨を共和国の銀行に預金又は販売することができる。
17	銀行は、外貨預金について秘密を保障し、該当する利子を計算して支払う。	17	銀行は、外貨預金について秘密を保障し、該当する利子を計算して支払う。
18	共和国領域内に常駐する外国の大使館、領事館、貿易代表部等の外国機関は、貿易銀行に口座を設けなければならない。外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国の銀行に口座を設けることができる。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。	18	共和国領域内に常駐する外国の大使館、領事館、貿易代表部等の外国機関は、貿易銀行に口座を設けなければならない。外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国の銀行に口座を設けることができる。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。
19	自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。	19	羅先経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。
20	外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金の貸付を共和国の銀行から受けることができる。	20	外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金の貸付を共和国の銀行から受けることができる。
21	外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関及び当該監督統制機関が行う。外貨を利用する機関、企業所、団体は、四半期、年間の外貨貸借対照表を外貨管理機関に提出しなければならない。	21	外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関及び当該監督統制機関が行う。外貨を利用する機関、企業所、団体は、四半期、年間の外貨貸借対照表を外貨管理機関に提出しなければならない。
第三章 外貨の搬出入		第三章 外貨の搬出入	
22	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なく共和国に搬入することができる。	22	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なく共和国に搬入することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
23	外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書又は入国時に税関申告書で明らかにした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。	23	外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書又は入国時に税関申告書で明らかにした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。
24	外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても持ち出すことができる。	24	外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を受けてはじめて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても持ち出すことができる。
25	自由経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を当該文書又は税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができる。	25	羅先経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を当該文書又は税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができる。
26	貴金属は、中央銀行の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲内でのみ持ち出すことができる。	26	貴金属は、中央銀行の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲内でのみ持ち出すことができる。
27	外国投資家は、共和国領域外に企業運営で得た利潤及び他の所得金を税金なしにすべて送金し、又は自己の資本に制限なく移転することができる。	27	外国投資家は、共和国領域外に企業運営で得た利潤及び他の所得金を税金なしにすべて送金し、又は自己の資本に制限なく移転することができる。
28	外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる。	28	外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる。
第四章 制裁		第四章 制裁	
29	外貨管理秩序に反した者には、情状に従い、罰金を科し、不法に取り引きした外貨及び物を没収する。 必要な場合には、銀行取引を中止させることができる。	29	外貨管理秩序に反した者には、情状に従い、罰金を科し、不法に取り引きした外貨及び物を没収する。 必要な場合には、銀行取引を中止させることができる。
30	外貨管理秩序に反して外貨の損害を与えた場合には、該当する損害を外貨で補償させることができる。	30	外貨管理秩序に反して外貨の損害を与えた場合には、該当する損害を外貨で補償させることができる。
31	本法に反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任者及び公民は、情状に従い、行政的又は刑事的責任を負う。	31	本法に反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任者及び公民には、情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。

2. 朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法

チュチュエ82(1993)年11月24日 最高人民会議常設会議決定第42号として採択

チュチュエ88(1999)年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 外国投資銀行法の基本		第一章 外国投資銀行法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法は、世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法は、世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する。
2	外国投資家は、共和国領域内に外国投資銀行を設立運営することができる。外国投資銀行には、合併銀行、外国銀行及び外国銀行が属する。外国銀行及び外国銀行支店は、自由経済貿易地帯にのみ設立することができる。	2	外国投資家は、共和国領域内に外国投資銀行を設立運営することができる。外国投資銀行には、合併銀行、外国銀行及び外国銀行が属する。外国銀行及び外国銀行支店は、羅先経済貿易地帯にのみ設立することができる。
3	外国投資銀行は、銀行財産に対する所有権を有し、経営活動において独自性をもつ。	3	外国投資銀行は、銀行財産に対する所有権を有し、経営活動において独自性をもつ。
4	国家は、共和国領域内に設立された外国投資銀行の合法的権利及び利益を保護する。	4	国家は、共和国領域内に設立された外国投資銀行の合法的権利及び利益を保護する。
5	外国投資銀行の管理運営は、朝鮮民主主義人民共和国の当該法及び規定に従い行う。	5	外国投資銀行の管理運営は、朝鮮民主主義人民共和国の当該法規に従い行う。
6	外国投資銀行に対する監督統制は、中央銀行機関及び外貨管理機関が行う。	6	外国投資銀行に対する監督統制は、中央銀行機関及び外貨管理機関が行う。
7	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、共和国領域内に投資し、銀行を設立運営することができる。	7	本法は、外国投資銀行の設立、運営、解散と関連する原則及び秩序を規制する。
第二章 外国投資銀行の設立及び解散		第二章 外国投資銀行の設立及び解散	
8	共和国領域内に外国投資銀行を設立しようとする投資家は、銀行名、責任者の氏名及び略歴、登録資本金、払込済資本金、運営資金、出資比率、業務内容等を明らかにした銀行設立申請書を中央銀行に提出しなければならない。	8	共和国領域内に外国投資銀行を設立しようとする投資家は、銀行名、責任者の氏名及び略歴、登録資本金、払込済資本金、運営資金、出資比率、業務内容等を明らかにした銀行設立申請書を中央銀行に提出しなければならない。
9	合併銀行の設立申請は、合併当事者が行う。合併当事者は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、合併契約書、銀行管理員名簿、外国為替業務承認文書写本、投資家の営業許可証写本等を添付しなければならない。	9	合併銀行の設立申請は、合併当事者が行う。合併当事者は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、合併契約書、銀行管理員名簿、外国為替業務承認文書写本、投資家の営業許可証写本等を添付しなければならない。
10	外国銀行の設立申請は、外国投資家が行う。外国投資家は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、銀行管理員名簿、投資家の貸借対照表、営業許可証写本、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。	10	外国銀行の設立申請は、外国投資家が行う。外国投資家は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、銀行管理員名簿、投資家の貸借対照表、営業許可証写本、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。
11	外国銀行支店の設立申請は、本店が行う。外国銀行本店は、銀行設立申請書に本店の定款、年次報告書、貸借対照表、損益計算書及び本店の営業許可証写本、支店の税務及び債務について責任を負う旨の保証書、支店の経済見積書、銀行管理員名簿、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。	11	外国銀行支店の設立申請は、本店が行う。外国銀行本店は、銀行設立申請書に本店の定款、年次報告書、貸借対照表、損益計算書及び本店の営業許可証写本、支店の税務及び債務について責任を負う旨の保証書、支店の経済見積書、銀行管理員名簿、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。
12	中央銀行は、銀行設立申請書を受理した日から50日以内に、銀行設立を承認又は否決する決定を行わなければならない。	12	中央銀行は、銀行設立申請書を受理した日から50日以内に、銀行設立を承認又は否決する決定を行わなければならない。
13	銀行設立を申請した者は、銀行設立を承認された日から30日以内に、銀行所在地の道(直轄市)行政経済委員会に銀行設立登録を行い、営業許可証を受け取り、営業許可を受けた日から20日以内に、所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	13	銀行設立を申請した者は、銀行設立を承認された日から30日以内に、銀行所在地の道(直轄市)人民委員会に銀行設立登録を行い、営業許可証を受け取り、営業許可を受けた日から20日以内に、所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
14	外国投資銀行は、承認された営業期間の満了、銀行の統合、支払能力の不足、契約義務の不履行、自然災害等の事由で営業を継続できない場合に解散する。 この場合、30日前に中央銀行に申請して解散承認を受け、当該委員会の監督の下に清算事業が終了次第、銀行設立登録機関に登録取消手続を行わなければならない。	14	外国投資銀行は、承認された営業期間の満了、銀行の統合、支払能力の不足、契約義務の不履行、自然災害等の事由で営業を継続できない場合に解散する。 この場合、30日前に中央銀行に申請して解散承認を受け、当該委員会の監督の下に清算事業が終了次第、銀行設立登録機関に登録取消手続を行わなければならない。
15	外国投資銀行は、営業期間の終了後も銀行業務を継続しようとする場合、終了6カ月前に中央銀行に申請し、営業期間延長の承認を受けなければならない。	15	外国投資銀行は、営業期間の終了後も銀行業務を継続しようとする場合、終了6カ月前に中央銀行に申請し、営業期間延長の承認を受けなければならない。
16	外国投資銀行は、定款を改正又は銀行を統合、分離して登録資本金、運営資金及び営業所を変更し、業種を増減し、責任者及び副責任者を替えようとする場合、30日前に中央銀行に申請して承認を受け、登録変更手続を行わなければならない。	16	外国投資銀行は、定款を改正又は銀行を統合、分離して登録資本金、運営資金及び営業所を変更し、業種を増減し、責任者及び副責任者を替えようとする場合、30日前に中央銀行に申請して承認を受け、登録変更手続を行わなければならない。
17	外国投資銀行の投資家は、中央銀行の承認の下に、投資した資本の一部又は全部を第三者に譲渡することができる。この場合、譲渡する合併銀行の一方の出資者は、相手側の出資者と合意しなければならない。	17	外国投資銀行の投資家は、中央銀行の承認の下に、投資した資本の一部又は全部を第三者に譲渡することができる。この場合、譲渡する合併銀行の一方の出資者は、相手側の出資者と合意しなければならない。
第三章 外国投資銀行の資本金及び積立金		第三章 外国投資銀行の資本金及び積立金	
18	合併銀行及び外国銀行は、登録資本金を朝鮮ウォン3,000万ウォン以上に該当する換換性外貨で、一次払込済資本金を登録資本金の50%以上所有しなければならない。 外国銀行支店は、運営資金を朝鮮ウォン800万ウォン以上に該当する換換性外貨で保有しなければならない。	18	合併銀行及び外国銀行は、登録資本金を朝鮮ウォン3,000万ウォン以上に該当する換換性外貨で、一次払込済資本金を登録資本金の50%以上所有しなければならない。 外国銀行支店は、運営資金を朝鮮ウォン800万ウォン以上に該当する換換性外貨で保有しなければならない。
19	営業許可を受けようとする外国投資銀行は、銀行設立承認を受けた日から30日以内に一次払込済資本金及び運営資金を中央銀行が指定した銀行に預金し、簿記検証事務所の確認を受けなければならない。	19	営業許可を受けようとする外国投資銀行は、銀行設立承認を受けた日から30日以内に一次払込済資本金及び運営資金を中央銀行が指定した銀行に預金し、簿記検証事務所の確認を受けなければならない。
20	外国投資銀行は、自己資本金を債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上に該当する規模で保有しなければならない。	20	外国投資銀行は、自己資本金を債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上に該当する規模で保有しなければならない。
21	合併銀行及び外国銀行は、予備基金を登録資本金の25%に達するときまで、毎年、年間決算利益金から5%を差し引いて積み立てなければならない。 予備基金は、決算で生じた損失金の補償又は資本金の増加にのみ使用する。	21	合併銀行及び外国銀行は、予備基金を登録資本金の25%に達するときまで、毎年、年間決算利益金から5%を差し引いて積み立てなければならない。 予備基金は、決算で生じた損失金の補償又は資本金の増加にのみ使用する。
22	外国投資銀行は、賞金基金、文化厚生基金、技術発展基金等の必要な基金を積み立てることができる。 基金の種類、規模及び積立比率は、外国投資銀行が定める。	22	外国投資銀行は、賞金基金、文化厚生基金、技術発展基金等の必要な基金を積み立てることができる。 基金の種類、規模及び積立比率は、自身で定める。
第四章 外国投資銀行の業務及び決算		第四章 外国投資銀行の業務及び決算	
23	外国投資銀行は、次の各号に掲げる業務の一部又は全部を行うことができる。 1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金 2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引 3.外国為替業務 4.外貨投資 5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証 6.外貨送金 7.輸出入物資代金決済 8.非居住者間の取引業務 9.外貨有価証券の売買 10.信託業務 11.信用調査及び相談業務 12.その他の業務	23	外国投資銀行は、次の各号に掲げる業務の一部又は全部を行うことができる。 1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金 2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引 3.外国為替業務 4.外貨投資 5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証 6.外貨送金 7.輸出入物資代金決済 8.非居住者間の取引業務 9.外貨有価証券の売買 10.信託業務 11.信用調査及び相談業務 12.その他の業務
24	外貨投資銀行は、一つの企業に自己資本金の25%を超過する金額を貸し出すことができない。	24	外貨投資銀行は、一つの企業に自己資本金の25%を超過する金額を貸し出すことができない。
25	外国投資銀行は、所在地の中央銀行支店に口座を設け、預金支払準備金を置かなければならない。	25	外国投資銀行は、所在地の中央銀行支店に口座を設け、預金支払準備金を置かなければならない。
26	外国投資銀行の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 年間業務決算は、翌年2月以内に行う。	26	外国投資銀行の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 年間業務決算は、翌年2月以内に行う。
27	外国投資銀行は、簿記検証事務所の確認を受けた年間貸借対照表及び損益計算書を年間業務決算が終了した日から30日以内に、四半期貸借対照表及び必要な業務統計を次の四半期の初月15日以内に、外貨管理機関に提出しなければならない。	27	外国投資銀行は、簿記検証事務所の確認を受けた年間貸借対照表及び損益計算書を年間業務決算が終了した日から30日以内に、四半期貸借対照表及び必要な業務統計を次の四半期の初月15日以内に、外貨管理機関に提出しなければならない。
28	外国投資銀行は、次の各号に掲げる優待を受ける。 1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2.わが国の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除する。 3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金を置かない。 4.銀行を営んで得た所得及び銀行を清算して残った資金は、共和国の外貨管理及び関連した法及び規定に従い、国外に無税で送金することができる。	28	外国投資銀行は、次の各号に掲げる優待を受ける。 1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2.わが国の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除する。 3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金を置かない。 4.銀行を営んで得た所得及び銀行を清算して残った資金は、共和国の外貨管理及び関連した法及び規定に従い、共和国領域外に無税で送金することができる。
第五章 制裁及び紛争の解決		第五章 制裁及び紛争解決	
29	外国投資銀行は、次の各号に掲げる場合に罰金を支払う。 1.承認なく責任者、副責任者を交替又は銀行の位置を変更した場合 2.予備基金を定めた規模通りに積み立てなかった場合 3.業務検閲を妨害又は検閲に支障を与えた場合 4.定期報告文書を定められた期間に提出しなかったり、事実反して作成、提出した場合	29	外国投資銀行は、次の各号に掲げる場合に罰金を支払う。 1.承認なく責任者、副責任者を交替し、又は銀行の位置を変更した場合 2.予備基金を定めた規模通りに積み立てなかった場合 3.業務検閲を妨害し、又は検閲に支障を与えた場合 4.定期報告文書を定められた期間に提出せず、又は事実反して作成、提出した場合

旧条	旧条文	新条	新条文
30	外国投資銀行が承認された業種以外の業務を行った場合、承認なく定款を改正した場合又は登録資本金及び運営資金を増減した場合には、営業を中止させることができる。	30	外国投資銀行が承認された業種以外の業務を行った場合、承認なく定款を改正した場合又は登録資本金及び運営資金を増減した場合には、営業を中止させることができる。
31	銀行設立申請者が営業許可を受けた日から10カ月以内に、銀行業務を開始しない場合には、銀行設立承認を取り消すことができる。	31	銀行設立申請者が営業許可を受けた日から10カ月以内に、銀行業務を開始しない場合には、銀行設立承認を取り消すことができる。
32	銀行業務と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。	32	銀行業務と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続で解決する。

3.朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法

チュチュエ82(1993)年10月27日 最高人民会議常設会議決定第40号として採択

チュチュエ88(1999)年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 土地賃貸法の基本		第一章 土地賃貸法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法は、外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序の確立することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法は、外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序を確立することに寄与する。
2	外国の法人及び個人は、共和国の土地を借り受けて利用することができる。共和国領域外に居住する朝鮮同胞も、本法に基づき土地を借り受けて利用することができる。	2	外国の法人及び個人は、共和国の土地を借り受けて利用することができる。
3	土地賃借者は、土地利用権を有する。 賃貸した土地にある天然資源及び埋蔵物は、土地利用権の対象に属さない。	3	土地賃借者は、土地利用権を有する。 賃貸した土地にある天然資源及び埋蔵物は、土地利用権の対象に属さない。
4	土地の賃貸は、国土管理機関が統一に行う。 自由経済貿易地帯での土地の賃貸は、地帯当局が行う。	4	土地の賃貸は、中央国土環境保護指導機関の承認の下で行う。 土地賃貸借契約は、道(直轄市)人民委員会又は羅先市人民委員会の国土環境保護部署が締結する。
5	合併企業、合作企業に土地を出資する共和国の機関、企業所、団体は、国土管理機関の承認を受けて土地利用権を有することができる。	5	合併企業、合作企業に土地を出資しようとするわが国の機関、企業所、団体は、企業所所在地の道(直轄市)人民委員会又は羅先市人民委員会の承認を受けて当該土地利用権を有することができる。
6	土地賃貸期間は『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法』に定められた50年以内で、契約当事者が合意して定める。	6	土地賃貸期間は『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法』に定められた50年以内で、契約当事者が合意して定める。
7	賃貸した土地の利用権は、賃借者の財産権となる。	7	賃貸した土地の利用権は、賃借者の財産権となる。
8	土地の賃借者は、共和国の法、規定及び土地賃貸借契約に従い賃借した土地を管理利用する。	8	土地の賃借者は、共和国の法、規定及び土地賃貸借契約に従い賃借した土地を管理利用する。
第二章 土地の賃貸方法		第二章 土地の賃貸方法	
9	土地の賃貸は、協商の方法で行う。自由経済貿易地帯内では、入札及び競売の方法で行うことができる。	9	土地の賃貸は、協商の方法で行う。羅先経済貿易地帯内では、土地賃貸を入札及び競売の方法でも行うことができる。
10	土地を賃貸する機関は、土地の賃借希望者に次の各号に掲げる資料を提供する。 1.土地の位置、面積及び地形図 2.土地の用途 3.建築面積、土地開発と関連した計画 4.建設期間、投資の最低限度額 5.環境保護、衛生防疫、消防と関連した要求 6.土地の賃貸期間 7.土地の開発状態	10	土地を賃貸する機関は、土地の賃借希望者に次の各号に掲げる資料を提供する。 1.土地の位置、面積及び地形図 2.土地の用途 3.建築面積、土地開発と関連した計画 4.建設期間、投資の最低限度額 5.環境保護、衛生防疫、消防と関連した要求 6.土地の賃貸期間 7.土地の開発状態
11	協商による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。 1.賃借希望者は、提供された土地資料を検討した後、企業創設承認又は居住承認文書写本を添付した土地利用申請文書を土地賃貸機関に提出する。 2.土地賃貸機関は、土地利用申請文書を受理してから20日以内に、申請者に承認の可否を通知する。 3.土地賃貸機関及び賃借希望者は、土地の面積、用途、賃貸目的及び期間、総投資額及び建設期間、賃貸料並びにその他必要な事項を内容とする土地賃貸借契約を締結する。 4.土地賃貸機関は、土地賃貸借契約に従い土地賃貸料を受け取った後、土地利用証を発給し登録する。	11	協商による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。 1.賃借希望者は、提供された土地資料を検討した後、企業創設承認又は居住承認文書写本を添付した土地利用申請文書を土地を賃貸する機関に提出する。 2.土地を賃貸する機関は、土地利用申請文書を受理してから20日以内に、申請者に承認の可否を通知する。 3.土地を賃貸する機関及び賃借希望者は、土地の面積、用途、賃貸目的及び期間、総投資額及び建設期間、賃貸料並びにその他必要な事項を内容とする土地賃貸借契約を締結する。 4.土地を賃貸する機関は、土地賃貸借契約に従い土地賃貸料を受け取った後、土地利用証を発給し登録する。

旧条	旧条文	新条	新条文
12	<p>入札による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.土地賃貸機関は、土地の資料及び入札場所、入札及び開札日時、入札手続をはじめとする入札に必要な事項を公示し、又は入札案内書を指定の対象者に送付する。 2.土地賃貸機関は、応札対象者に入札文書を販売する。 3.土地賃貸機関は、入札と関連した商談を行う。 4.入札者は、定められた入札保証金を支払い封印した入札書を入札箱に入れる。 5.土地賃貸機関は、経済、法律部門をはじめとする関係部門の成員を網羅して入札審査委員会を組織する。 6.入札審査委員会は、入札書を審査、評価し、土地開発及び建設及び賃貸料条件を考慮し、落札者を決定する。 7.土地賃貸機関は、入札審査委員会が決定した落札者に落札通知書を発給する。 8.落札者は、落札通知書を受け取った日から30日以内に、土地賃貸機関と土地賃貸借契約を締結し、該当する賃貸料を支払った後、土地利用証の発給を受けて登録する。事情により契約締結を延期しようとする場合には、定められた期間の終了10日前に土地賃貸機関に申請し、30日間の延期を受けることができる。 9.落札できなかった応札者には、落札決定の日から5日以内に当該事由を通知し、入札保証金を返還する。この場合、入札保証金に対する利子は支払わない。 10.落札者が、定められた期間内に土地賃貸借契約を締結しなかった場合には、落札を無効とし、入札保証金は返還しない。 	12	<p>入札による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.土地を賃貸する機関は、土地の資料及び入札場所、入札及び開札日時、入札手続をはじめとする入札に必要な事項を公示し、又は入札案内書を指定の対象者に送付する。 2.土地を賃貸する機関は、応札対象者に入札文書を販売する 3.土地を賃貸する機関は、入札と関連した商談を行う。 4.入札者は、定められた入札保証金を支払い封印した入札書を入札箱に入れる。 5.土地を賃貸する機関は、経済、法律部門をはじめとする関係部門の成員を網羅して入札審査委員会を組織する。 6.入札審査委員会は、入札書を審査、評価し、土地開発及び建設及び賃貸料条件を考慮し、落札者を決定する。 7.土地を賃貸する機関は、入札審査委員会が決定した落札者に落札通知書を発給する。 8.落札者は、落札通知書を受け取った日から30日以内に、土地を賃貸する機関と土地賃貸借契約を締結し、該当する賃貸料を支払った後、土地利用証の発給を受けて登録する。事情により契約締結を延期しようとする場合には、定められた期間の終了10日前に土地を賃貸する機関に申請し、30日間の延期を受けることができる。 9.落札できなかった応札者には、落札決定の日から5日以内に当該事由を通知し、入札保証金を返還する。この場合、入札保証金に対する利子は支払わない。 10.落札者が、定められた期間内に土地賃貸借契約を締結しなかった場合には、落札を無効とし、入札保証金を返還しない。
13	<p>競売による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.土地賃貸機関は土地資料、土地競売の日時、場所、手続、土地の基準価格等の競売に必要な事項を公示する。 2.土地賃貸機関は、公示した土地の基準価格を基点として競売に付し、最も高い価格を提起した賃借希望者を落札者と定める。 3.落札者は、土地賃貸機関と土地賃貸借契約を締結した後、土地利用証の発給を受け登録する。 	13	<p>競売による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.土地を賃貸する機関は土地資料、土地競売の日時、場所、手続、土地の基準価格等の競売に必要な事項を公示する。 2.土地を賃貸する機関は、公示した土地の基準価格を基点として競売に付し、最も高い価格を提起した賃借希望者を落札者と定める。 3.落札者は、土地を賃貸する機関と土地賃貸借契約を締結した後、土地利用証の発給を受け登録する。
14	<p>土地賃借者は、土地を賃貸借契約で定められた用途に即して利用しなければならない。土地用途を変更しようとする土地賃借者は、土地賃貸機関と用途を変更する補充契約を締結しなければならない。</p>	14	<p>土地賃借者は、土地を賃貸借契約で定められた用途に即して利用しなければならない。土地用途を変更しようとする土地賃借者は、土地を賃貸する機関と用途を変更する補充契約を締結しなければならない。</p>
第三章 土地利用権の譲渡及び抵当		第三章 土地利用権の譲渡及び抵当	
15	<p>土地賃借者は、土地賃貸機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転貸借、贈与、相続）し、又は抵当に入れることができる。</p> <p>土地利用権を譲渡し、又は抵当に入れる期間は、土地賃貸借契約に定められた期間内の残りの利用期間を超えることはできない。</p>	15	<p>土地賃借者は、土地を賃貸する機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転貸借、贈与、相続）し、又は抵当に入れることができる。</p> <p>土地利用権を譲渡し、又は抵当に入れる期間は、土地賃貸借契約に定められた期間内の残りの利用期間を超えることはできない。</p>
16	<p>土地賃借者は、賃貸借契約で定められた土地賃貸料の全額を支払い、契約に指摘された投資額を投資してはじめて賃借した土地の利用権を販売、転貸借、贈与又は抵当に入れることができる。</p>	16	<p>土地賃借者は、賃貸借契約で定められた土地賃貸料の全額を支払い、契約に指摘された投資額を投資してはじめて賃借した土地の利用権を販売、転貸借、贈与又は抵当に入れることができる。</p>
17	<p>土地利用権を譲渡する場合には、土地利用と関連した権利及び義務、土地にある建築物並びにその他の付着物も共に譲渡される。</p>	17	<p>土地利用権を譲渡する場合には、土地利用と関連した権利及び義務、土地にある建築物並びにその他の付着物も共に譲渡される。</p>
18	<p>土地利用権の販売は、次の各号に掲げる通りに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.土地利用権の販売者及び購入者は、契約を締結し、公証機関の公証を受ける。 2.土地利用権の販売者は、契約書写本を添付した土地利用権販売申請書を土地賃貸機関に提出して承認を受ける。 3.土地利用権の販売者及び購入者は、当該国土管理機関に土地利用権名義変更登録を行う。 	18	<p>土地利用権の販売は、次の各号に掲げる通りに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.土地利用権の販売者及び購入者は、契約を締結し、公証機関の公証を受ける。 2.土地利用権の販売者は、契約書写本を添付した土地利用権販売申請書を土地を賃貸する機関に提出して承認を受ける。 3.土地利用権の販売者及び購入者は、当該中央国土環境保護指導機関に土地利用権名義変更登録を行う。
19	<p>土地賃借者が土地利用権を販売する場合、土地賃貸機関は優先的にそれを購入することができる権利を有する。</p>	19	<p>土地賃借者が土地利用権を販売する場合、土地を賃貸する機関は優先的にそれを購入することができる権利を有する。</p>
20	<p>土地賃借者は、賃借した土地を転貸借することができる。この場合、土地賃貸借契約書写本を添付した転貸借申請書を土地賃貸機関に提出し、承認を受けなければならない。</p>	20	<p>土地賃借者は、賃借した土地を転貸借することができる。この場合、土地賃貸借契約書写本を添付した転貸借申請書を土地を賃貸する機関に提出し、承認を受けなければならない。</p>
21	<p>土地賃借者は、銀行又はその他の金融機関から貸付融資を受けるために土地利用権を抵当に入れることができる。この場合、土地にある建築物及びその他の付着物も共に抵当となる。</p>	21	<p>土地賃借者は、銀行又はその他の金融機関から貸付融資を受けるために土地利用権を抵当に入れることができる。この場合、土地にある建築物及びその他の付着物も共に抵当となる。</p>
22	<p>土地利用権を抵当に入れる場合、抵当権設定者と抵当権者は土地賃貸借契約の内容に合わせて抵当契約を締結しなければならない。この場合、抵当権者は、抵当権設定者に土地賃貸借契約書又は譲渡契約書写本、土地利用証写本、土地の実態資料を要求することができる。</p>	22	<p>土地利用権を抵当に入れる場合、抵当権設定者と抵当権者は土地賃貸借契約の内容に合わせて抵当契約を締結しなければならない。この場合、抵当権者は、抵当権設定者に土地賃貸借契約書又は譲渡契約書写本、土地利用証写本、土地の実態資料を要求することができる。</p>
23	<p>土地利用権の抵当権者及び抵当権設定者は、抵当契約を締結した日から10日以内に、当該国土管理機関に土地利用権抵当登録を行わなければならない。</p>	23	<p>土地利用権の抵当権者及び抵当権設定者は、抵当契約を締結した日から10日以内に、土地を賃貸した機関に土地利用権抵当登録を行わなければならない。</p>
24	<p>土地利用権の抵当権者は、抵当権設定者が抵当期間終了後も債務を償還しない場合又は抵当契約期間内に企業を解散、破産する場合、抵当契約に基づき抵当を受けた土地利用権、土地にある建築物及びその他の付着物を処分することができる。</p>	24	<p>土地利用権の抵当権者は、抵当権設定者が抵当期間終了後も債務を償還しない場合又は抵当契約期間内に企業を解散、破産する場合、抵当契約に基づき抵当を受けた土地利用権、土地にある建築物及びその他の付着物を処分することができる。</p>
25	<p>土地利用権の抵当権者が処分した土地利用権、土地にある建築物やその他の付着物を所有した者は、公証機関の公証を受けて当該登録機関に名義変更登録を行い、土地賃貸借契約に即して土地を利用しなければならない。</p>	25	<p>土地利用権の抵当権者が処分した土地利用権、土地にある建築物やその他の付着物を所有した者は、公証機関の公証を受けて当該登録機関に名義変更登録を行い、土地賃貸借契約に即して土地を利用しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
26	土地利用権の抵当権設定者は、抵当契約期間内に抵当権者の承認なく抵当に入れた土地利用権を再び抵当に入れ、又は譲渡することができない。	26	土地利用権の抵当権設定者は、抵当契約期間内に抵当権者の承認なく抵当に入れた土地利用権を再び抵当に入れ、又は譲渡することができない。
27	債務償還又はその他の原因で土地抵当契約が消滅する場合、抵当権者及び抵当権設定者は、10日以内に、土地利用権抵当登録取消手続を行わなければならない。	27	債務償還又はその他の原因で土地抵当契約が消滅する場合、抵当権者及び抵当権設定者は、10日以内に、土地利用権抵当登録取消手続を行わなければならない。
第四章 土地の賃貸料及び使用料		第四章 土地の賃貸料	
28	土地賃借者は、土地賃貸機関に土地賃貸料を支払わなければならない。土地賃貸料は、土地利用権の価格である。	28	土地賃借者は、土地を賃貸する機関に土地賃貸料を支払わなければならない。土地賃貸料は、土地利用権を移転する価格及び土地を利用する価格である。
29	土地賃貸機関は、開発した土地を賃貸する場合、賃借者から土地開発費を土地賃貸料に含めて受け取る。 土地開発費には、土地整理及び道路建設並びに上下水道、電気、通信、暖房施設の建設に支出された費用が属する。	29	土地を賃貸する機関は、開発した土地を賃貸する場合、賃借者から土地開発費を土地賃貸料に含めて受け取る。 土地開発費には、土地整理及び道路建設並びに上下水道、電気、通信、暖房施設の建設に支出された費用が属する。
30	土地賃借者は、賃貸借契約を締結した日から90日以内に、土地賃貸料の全額を支払わなければならない。 奨励部門又は賃貸料が多額の土地開発部門は、賃借者が土地を賃貸する機関との合意の下に、5年以内に分割して支払うことができる。この場合、未納金については該当する利子を支払わなければならない。	30	土地賃借者は、賃貸借契約を締結した日から90日以内に、土地賃貸料の全額を支払わなければならない。 奨励部門又は賃貸料が多額の土地開発部門は、賃借者が土地賃貸機関との合意の下に、5年以内に分割して支払うことができる。この場合、未納金については該当する利子を支払わなければならない。
31	協商、競売により土地を賃借した者は、賃貸借契約を締結した日から15日以内に、土地賃貸料の10%に該当する履行保証金を支払わなければならない。履行保証金は、土地賃貸料に充当することができる。	31	協商、競売により土地を賃借した者は、賃貸借契約を締結した日から15日以内に、土地賃貸料の10%に該当する履行保証金を支払わなければならない。履行保証金は、土地賃貸料に充当することができる。
32	土地賃貸料を定められた期間内に支払わない場合には、その期間が過ぎた日から毎日未納金の0.1%に該当する延滞料を支払う。延滞料を連続50日間支払わない場合には、土地賃貸借契約を取り消すことができる。	32	土地賃貸料を定められた期間内に支払わない場合には、その期間が過ぎた日から毎日未納金の0.2%に該当する延滞料を支払う。延滞料を連続50日間支払わない場合には、土地賃貸借契約を取り消すことができる。
33	賃借した土地の利用者は、毎年、国家が定めた土地使用料を支払わなければならない。 奨励部門及び自由経済貿易地帯内に投資する対象については、土地使用料を10年まで軽減又は免除することができる。	33	賃借した土地の利用者は、毎年、国家が定めた土地使用料を支払わなければならない。 奨励部門及び優先経済貿易地帯内に投資する対象については、土地使用料を10年まで軽減又は免除することができる。
第五章 土地利用権の返還		第五章 土地利用権の返還	
34	土地利用権は、契約で定められた賃貸期間が終了すれば、土地賃貸機関に自動的に返還される。この場合、当該土地にある建築物及びその他の付着物も無償で返還される。 土地を40年以上賃借した場合、賃貸期間終了10年以内に竣工した建築物については、該当する残存価値の補償を受けることができる。	34	土地利用権は、契約で定められた賃貸期間が終了すれば、土地を賃貸した機関に自動的に返還される。この場合、当該土地にある建築物及びその他の付着物も無償で返還される。 土地を40年以上賃借した場合、賃貸期間終了10年以内に竣工した建築物については、該当する残存価値の補償を受けることができる。
35	土地賃借者は、賃貸期間が終了すれば、土地利用証を当該発給機関に返還し、土地利用権登録取消手続を行わなければならない。	35	土地賃借者は、賃貸期間が終了すれば、土地利用証を当該発給機関に返還し、土地利用権登録取消手続を行わなければならない。
36	土地賃貸期間を延長しようとする土地賃借者は、その期間終了6カ月前に、土地賃貸機関に土地利用延期申請書を提出し、承認を受けなければならない。この場合、土地賃貸借契約を再び締結し、該当する手続を行い、土地利用証の再発給を受けなければならない。	36	土地賃貸期間を延長しようとする土地賃借者は、その期間終了6カ月前に、土地を賃貸した機関に土地利用延期申請書を提出し、承認を受けなければならない。この場合、土地賃貸借契約を再び締結し、該当する手続を行い、土地利用証の再発給を受けなければならない。
37	土地賃借者は、賃貸期間が終了した場合、土地賃貸機関の要求に基づき建築物、設備及び付帯施設物を自らの費用で撤去し、土地を整理しなければならない。	37	土地賃借者は、賃貸期間が終了した場合、土地を賃貸した機関の要求に基づき建築物、設備及び付帯施設物を自らの費用で撤去し、土地を整理しなければならない。
38	賃借した土地の利用権は、賃借期間内に取り消されない。 土地賃貸機関は、やむを得ない事情で賃貸期間内に土地利用権を取り消そうとする場合、6カ月前に土地賃借者と合意し、同じ条件の土地との交換又は該当する補償を行わなければならない。	38	賃借した土地の利用権は、賃借期間内に取り消されない。 土地を賃貸した機関は、やむを得ない事情で賃貸期間内に土地利用権を取り消そうとする場合、6カ月前に土地賃借者と合意し、同じ条件の土地との交換又は該当する補償を行わなければならない。
第六章 制裁及び紛争解決		第六章 制裁及び紛争解決	
39	土地利用証なしに土地を利用した場合若しくは承認なく土地の用途を変更した場合又は土地利用権を譲渡、抵当にした場合には、罰金を支払わせ、土地に建設した施設物を回収させ、又は土地を原状復帰させ、譲渡及び抵当契約を無効とする。	39	土地利用証なしに土地を利用した場合若しくは承認なく土地の用途を変更した場合又は土地利用権を譲渡、抵当にした場合には、罰金を支払わせ、土地に建設した施設物を回収させ、又は土地を原状復帰させ、譲渡及び抵当契約を無効とする。
40	賃借者が土地賃貸借契約で定められた期間内に、総投資額の50%以上を投資しなかった場合又は契約通りに土地を開発しなかった場合には、土地利用権を剥奪することができる。	40	賃借者が土地賃貸借契約で定められた期間内に、総投資額の50%以上を投資しなかった場合又は契約通りに土地を開発しなかった場合には、土地利用権を剥奪することができる。
41	土地賃借者が受けた制裁に対し意見のある場合には、処罰通知を受けた日から20日以内に、制裁を科した機関より一級上の機関に申訴、請願し、又は当該裁判所に訴訟を提起することができる。	41	土地賃借者が受けた制裁に対し意見のある場合には、処罰通知を受けた日から20日以内に、制裁を科した機関の上級機関に申訴を行い、又は当該裁判所に訴訟を提起することができる。
42	土地の賃貸又は賃貸した土地の第三者への譲渡、抵当に関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関で当該手続に従い解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	42	土地の賃貸又は賃貸した土地の第三者への譲渡、抵当に関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合は、朝鮮民主主義人民共和国の定めた仲裁又は裁判手続で解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

4.朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法

チュチェ82(1993)年1月31日 最高人民会議常設会議決定第26号として採択

チュチェ88(1999)年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

チュチェ90(2001)年5月17日 最高人民会議常任委員会政令第2315号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 外国投資企業及び外国人税金法の基本		第一章 外国投資企業及び外国人税金法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。
2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税務登録、変更、取消手続を行う。務登録、変更、取消手続を行う。外国投資企業の財政簿記計算は、共和国の法人である合作企業、合併企業、外国人企業及びではない外国企業が属する。	2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税外国投資企業には、共和国の法人である合作企業、合併企業、外国人企業及び共和国の法人共和国の法人ではない外国企業が行う。
3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。	3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。
4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。
5	外国投資企業及び外国人の税金納付状況に対する監督統制事業は、財政機関が行う。	5	外国投資企業及び外国人税務事業に対する統一的な指導は中央財政指導機関が行う。
6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住する朝鮮同胞にも本法を適用する。	6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住している朝鮮同胞にも本法を適用する。
7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間に締結した税金と関連した協定で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。	7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間に締結した税金と関連した条約で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。
第二章 企業所得税		第二章 企業所得税	
8	外国投資企業は、共和国領域内で企業活動を行って得た所得並びにわが国内で得た利子所得、企業活動を行って得た所得並びに利子所得、配賦渡り所得、工業所有権、ノー・ハウ、経営と関連したサービスを提供して得た所得をはじめとした企業の所得に対し企業所得税を納めなければならない。外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。	8	外国投資企業は、共和国領域内で生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、財産当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得に対し企業所得税を納めなければならない。 外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社、代理店等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。
9	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。	11	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価を差し引き利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。
10	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。	12	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。
11	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。 予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、清算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。 企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。	13	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。 予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、決算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。 企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。
12	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。自由経済貿易地帯に設立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門、資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は10%とする。	9	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。羅先経済貿易地帯に創立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門及び資源開発並びにインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は、10%とする。
13	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとしたその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。自由経済貿易地帯では、10%の税率を適用して計算する。	10	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとするその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。羅先経済貿易地帯では10%の税率を適用して計算する。
14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。

旧条	旧条文	新条	新条文
15	次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。 1.外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行が共和国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。 2.奨励部門及び自由経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。 3.サービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 4.自由経済貿易地帯で総投資額が6,000万ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。	15	次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。 1.外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。 2.奨励部門及び羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。 3.羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 4.羅先経済貿易地帯で総投資額が6,000万ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。
16	外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けることができる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。	16	外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けることができる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。
第三章 個人所得税		第三章 個人所得税	
17	共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。	17	共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。
18	個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。 1.労働報酬による所得 2.配当所得 3.工業所有権及びノー・ハウ、著作権の提供による所得 4.利子所得 5.賃貸所得 6.財産販売所得 7.贈与所得 8.個人企業所得	18	個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。 1.労働報酬による所得 2.利子所得 3.配当所得 4.固定資産賃貸所得 5.財産販売所得 6.知的所有権及びノー・ハウの提供による所得 7.経営と関連したサービス提供による所得 8.贈与所得
19	個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。 1.労働報酬による所得税は、月労働報酬額が2,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には本法付録1で定めた通りとする。 2.配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権の提供による所得、利子所得、賃貸所得による所得税率は20%とする。 3.贈与所得による所得税率は本法付録2で定めた通りとする。 4.財産販売所得、個人企業所得による所得税率は25%とする。	19	個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。 1.労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額が1,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には5~30%とする。 2.利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得の個人所得税率は20%とする。 3.贈与所得に対する個人所得税は所得が1万ウォンまでの場合免除し、それ以上である場合、税率は所得額の2~15%とする。 4.財産販売所得に対する所得税率は25%とする。
20	労働報酬による個人所得税は、本法付録1で定めた超過累進税率を適用する方法で計算する。	20	労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額に定められた税率を適用する方法で計算する。
21	配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権を提供して得た所得、贈与による所得、財産販売所得、個人企業を営んで得た所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。	21	配当所得、財産販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。
22	利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。	22	利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。
23	固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、輸送料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。	23	固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、手数料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。
24	個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。 1.労働報酬による所得、利子所得による個人所得税は、収益金を支払う単位が翌月の15日以内に、所在地の財政機関に控除納付する。共和国の銀行にした貯蓄性預金及び自由経済貿易地帯内にいる非居住者間の取引を対象とする銀行にした預金による利子は、個人所得税を納付しない。 2.財産販売所得、贈与所得に対する個人所得税は四半期翌月の10日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。 3.配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権を提供して得た所得、賃貸所得による個人所得税は、四半期終了翌月の10日以内に、収益金を支払う単位が当該財政機関に控除納付し、又は収益者が申告納付する。	24	個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。 1.労働報酬に対する個人所得税は、労働報酬を支払う単位が、労働報酬を支払う時に控除して5日以内に所在地の財政機関に納付し、又は収益者が労働報酬を支払われた日から10日以内に居住地の財政機関に納付する。 2.財産販売所得、贈与所得による個人所得税は四半期翌月の10日以内に、個人企業を営んで得た所得に対する個人所得税は翌月の15日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。 3.利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に収益金を支払う単位が控除納付し、又は収益者が申告納付する。 共和国銀行に貯蓄性預金をした金銭と羅先経済貿易地帯にある非居住者間の取引を対象とする銀行に預金した金銭に対する利子に対しては、個人所得税を納付しない。
第四章 財産税		第四章 財産税	
25	外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。自由経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。	25	外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。 羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。

旧条	旧条文	新条	新条文
26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1.財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2.財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3.財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4.財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。	26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1.財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2.財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3.財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4.財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。
27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。	27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。
28	財産税の税率は、本法付録3で定めた通りとする。	28	財産税の税率は、登録された財産価格の1～1.4%とする。
29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。	29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。
30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。	30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。
第五章 相続税		第五章 相続税	
31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。	31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。
32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。	32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。
33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。	33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。
34	相続税の税率は、本法付録4で定めた通りとする。	34	相続税の税率は、相続する金額の6～30%とする。
35	相続税は、課税対象額に該当する税率を適用して計算する。	35	相続税は、課税対象額に定めた税率を適用して計算する。
36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。	36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。
第六章 取引税		第六章 取引税	
37	生産物販売及びサービスを行う外国投資企業及び外国人は、取引税を納めなければならない。	37	生産部門の外国投資企業は、取引税を納めなければならない。
38	取引税の課税対象は、次の各号に掲げる通りである。 1.生産部門では生産物販売による収入金 2.商業部門では商品販売額 3.交通運輸、金融、観光はじめとするサービス部門ではサービス収入金	38	取引税の課税対象は、生産物の販売収益金とする。
39	取引税の税率は、本法付録5で定めた通りとする。	39	取引税の税率は、生産物販売額の1～15%とする。 贅沢品に対する取引税の税率は、生産物販売額の16～50%とする。
40	取引税は、次の各号に掲げる通りに計算する。 1.生産部門の取引税は、品別別生産販売額に該当する税率を適用して計算する。 2.商業部門の取引税は、品別別商品販売額に該当する税率を適用して計算する。 3.交通運輸、金融、観光はじめとするサービス部門の取引税は、サービス収入金に該当する税率を適用して計算する。	40	取引税は、生産物販売額に定めた税率を適用して計算する。 外国投資企業が生産業及びサービス業をあわせて行う場合、取引税と営業税をそれぞれ計算する。
41	取引税は、次の各号に掲げる通りに納付する。 1.生産部門の取引税は、1カ月毎販売者が翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。 2.商業、交通運輸、金融、観光はじめとする各種のサービス部門の取引税は、1カ月毎サービス機関が翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。	41	取引税は、生産物販売者が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1.輸出品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2.自由経済貿易地帯内の商業、交通運輸、金融、観光はじめサービス部門については、取引税を50%とする。	42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1.輸出品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2.羅先経済貿易地帯内では、取引税を50%軽減する。
第七章 地方税		第七章 営業税	
		43	サービス部門の外国投資企業は、営業税を納めなければならない。建設部門の外国投資企業も営業税を納めなければならない。
		44	営業税の課税対象は、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門のサービス収入金及び建設部門の建設物引渡収入金とする。
		45	営業税の税率は当該収入金の2～10%とする。
		46	営業税は、業種別の収入金に定められた税率を適用して計算する。 外国投資企業がさまざまな業種の営業を行う場合、営業税を業種別に計算する。
		47	営業税は、外国投資企業が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
		48	羅先経済貿易地帯では、営業税を50%軽減する。商業、給養業、娯楽業に対しては、軽減しない。
第七章 地方税		第八章 地方税	
43	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。 地方税には都市経営税、登録免許税、自動車利用税が属する。	49	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。 地方税には都市経営税、自動車利用税が属する。

旧条	旧条文	新条	新条文
44	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。	50	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。
45	都市経営税の課税対象額は、外国投資企業である場合には企業所労働賃金総額、居住する外国人である場合は月収入とする。	51	都市経営税の課税対象は、外国投資企業の月労働賃金総額、居住する外国人の月収入額とする。
46	都市経営税は、次の各号に掲げる通りに計算、納付する。 1.外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在 2.居住する外国人が納める都市経営税は、月収入に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付し、又は労働賃金を支払う単位が控除納付する。	52	都市経営税の納付計算は、次の各号に掲げる通りを行う。 1.外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。地の財政機関に納付する。 2.居住する外国人は、毎月収入額に1%の税率を適用して計算した税金を、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付する。場合により、労働賃金を支払う単位が控除納付することもできる。
47	外国投資企業及び外国人は、企業又は鉱業権、漁業権等を登録する場合及び技術資格免許等の証書を受ける場合には、登録免許税を納めなければならない。		
48	登録免許税は、一件当たり定められた税額を当該登録単位及び免許証発給単位が受け取り、所在地の財政機関に納付する。		
49	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。	53	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。
50	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。	54	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。
51	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したところに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。	56	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したところに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。
52	登録免許税及び自動車利用税の税額は、本法付録6で定めたとおりとする。	55	自動車利用税の税額は20～220ウォンとする。
第八章 制裁及び申訴、請願		第九章 制裁及び申訴	
53	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。	57	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。
54	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1.税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、2,000ウォンまで支払わせる。 2.控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3.故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。	58	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1.税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、2,000ウォンまで支払わせる。 2.控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3.故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。
55	本法に反した行為が重大な場合には、刑事責任を負う。	59	本法に反し、重大な結果を引き起こした場合には、行政的又は刑事的責任を負う。
56	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴、請願又は訴訟を提起することができる。申訴、請願は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。	60	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴又は訴訟を提起することができる。申訴は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。
57	財政機関は、申訴、請願を受理した日から30日以内に、申訴、請願内容を審議処理しなければならない。申訴の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。	61	財政機関は、申訴を受理した日から30日以内に、申訴内容を調査処理しなければならない。申訴、請願の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。

5.朝鮮民主主義人民共和国環境保護法

チュチェ75(1986)年4月9日 最高人民会議法令第5号として採択

チュチェ99(1999)年3月4日 最高人民会議常任委員会政令第488号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 環境保護法の基本原則		第一章 環境保護法の基本原則	
1	環境を保護することは、人民大衆に自主的で創造的な生活環境を保障するための崇高な事業である。 国家は、人民に文化衛生的な環境及び労働条件を整えるために、国の環境を保護管理する事業に、常に深い関心を払う。	1	環境を保護することは、人民大衆に自主的で創造的な生活環境を保障するための崇高な事業である。 国家は、人民に文化衛生的な環境及び労働条件を整えるために、国の環境を保護管理する事業に、常に深い関心を払う。
2	環境を保護する事業は、社会主義、共産主義建設において恒久的に掌握しなければならない重要な事業である。 国家は、朝鮮労働党の指導の下に、環境保護管理において納めた成果を強固発展させ、工業をはじめとする当該経済部門が現代的に発展するに従い、環境をよりよく保護管理するための対策を立て、これに対する投資を系統的に増加させる。	2	環境を保護する事業は、社会主義、共産主義建設において恒久的に掌握しなければならない重要な事業である。 国家は、環境保護管理において納めた成果を強固発展させ、工業をはじめとする当該経済部門が現代的に発展するに従い、環境をよりよく保護管理するための対策を立て、これに対する投資を系統的に増加させる。
3	国家は、人民の志向及び要求に即して国の環境を築くために、環境保護管理事業を計画的に、展望性があるように行う。 国家は、環境保護の原則に基づいて、都市及び村を形成し、工場、企業所をはじめとする産業施設を合理的に配置する。	3	国家は、人民の志向及び要求に即して国の環境を築くために、環境保護管理事業を計画的に、展望性があるように行う。 国家は、環境保護の原則に基づいて、都市及び村を形成し、工場、企業所をはじめとする産業施設を合理的に配置する。
4	生産に先立って環境保護対策を立てることは、公害を未然に防ぎ、生産を正常化するための重要な要求である。 国家は、工場、企業所、協同団体に公害防止対策を先ず立てて生産を行うように指導統制し、環境を保護するための物質技術的手段を絶えず現代化する。	4	生産及び建設に先立って環境保護対策を徹底的に立てることは、環境保護事業において提起される重要な要求である。 国家は、工場、企業所、協同団体に公害防止対策を先ず立てて生産を行うように指導統制し、環境を保護するための物質技術的手段を絶えず現代化する。

旧条	旧条文	新条	新条文
5	環境を保護管理することは、全人民の神聖な義務である。 国家は、人民の中で社会主義愛国主義教育を強化し、人民が祖国の山河及び郷土を愛し、国の環境をよりよく保護管理する事業に自覚的に参加するようにする。	5	環境を保護管理することは、全人民の神聖な義務である。 国家は、人民の中で社会主義愛国主義教育を強化し、人民が祖国の山河及び郷土を愛し、国の環境をよりよく保護管理する事業に自覚的に参加するようにする。
6	国家は、環境を公害から保護するための科学研究事業を進展させ、環境保護科学機関をしっかりと構築し、それに対する指導を強化する。	6	国家は、環境を公害から保護するための科学研究事業を進展させ、環境保護科学機関をしっかりと構築し、それに対する指導を強化する。
7	核兵器、化学兵器の開発及び試験、使用を禁止し、それによる環境被害を防ぐことは、世界人民の終始一貫した志向であり、要求である。 朝鮮民主主義人民共和国は、朝鮮半島とその周辺において核兵器、化学兵器の開発、試験及び使用により、国の環境が破壊、汚染される現象に反対してたたかう。	7	核兵器、化学兵器の開発及び試験、使用を禁止し、環境被害を防ぐことは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。 国家は、朝鮮半島とその周辺において核兵器、化学兵器の開発、試験及び使用により、環境が破壊されることに反対して積極的にたたかう。
8	国家は、わが国に友好的に接するすべての国と環境保護分野において、科学技術交流及び協力を発展させる。	8	国家は、環境保護分野において、外国及び国際機構との交流及び協力を発展させる。
9	本法は、大気、水、土壌及び生物をはじめとする環境を損傷、破壊及び汚染から保護するための原則及び秩序を規制する。 本法において規制しない土地及び山林資源をはじめとする自然環境を築き、保護管理する秩序は、『朝鮮民主主義人民共和国国土法』に従う。	9	本法は、大気、水、土壌及び海の汚染及び騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の環境破壊現象を防ぎ、よりよい環境を作るための環境保護原則及び秩序を規制する。 環境保護事業と関連して本法で規制しない秩序は、当該法規に従う。
第二章 自然環境の保存及び造成		第二章 自然環境の保存及び造成	
10	自然環境をよく保存し造成することは、人民により生活環境を提供し、より美しく文化的な環境を後代に伝えるための要求である。 すべての機関、企業所、団体及び個人は、自然環境を保存し、それを人民の健康増進及び文化情緒生活に資するように保護管理しなければならない。	10	自然環境をよく保存し造成することは、人民により生活環境を提供し、より美しく文化的な環境を後代に伝えるための要求である。 機関、企業所、団体及び公民は、自然環境を保存し、それを人民の健康増進及び文化情緒生活に資するように保護管理しなければならない。
11	自然環境を国家的に保存するために、自然環境保護区及び特別保護区を置く。 自然環境保護区及び特別保護区を定める事業は、政務院が行う。	11	環境保護のために、自然環境保護区、植物保護区、水産資源保護区等の自然環境保護区及び特別保護区を置く。 自然環境保護区及び特別保護区を定める事業は、内閣が行う。
12	国土管理機関、自然保護科学機関及び地方政権機関は、自然環境保護区及び特別保護区で動植物の変化、地形及び水質の変化、気候変動をはじめとする自然環境の変化状態を体系的に調査、登録し、必要な保護管理対策を立てなければならない。自然環境保護区及び特別保護区内では、自然環境を原状のままに保存し、徹底して保護管理するうえで支障を与える行為を行うことができない。	12	国土環境保護機関及び当該機関は、自然環境保護区及び特別保護区で動植物の変化、地形及び水質の変化、気候変動等の自然環境の変化状態を体系的に調査、登録し、必要な保護管理対策を立てなければならない。自然環境保護区及び特別保護区内では、自然環境を原状のままに保存し、徹底して保護管理するうえで支障を与える行為を行うことができない。
13	機関、企業所、団体及び公民は、都市及び村、道路及び鉄道周辺、湖水周辺及び川辺の風致林を伐採し、又は名勝地及び浜辺の松林、海水浴場、奇岩絶壁、山岳地域の優雅で奇妙な造形、風致のよい島をはじめとする自然風致を損傷、破壊してはならない。	13	機関、企業所、団体及び公民は、都市及び村、道路及び鉄道周辺、湖水周辺及び川辺の風致林を伐採し、又は名勝地及び浜辺の松林、海水浴場、奇岩絶壁、山岳地域の優雅で奇妙な造形、風致のよい島をはじめとする自然風致を損傷、破壊してはならない。
14	機関、企業所、団体及び公民は、名勝地、観光地及び休養地に炭鉱、鉱山を開発したり、又は環境保護に支障を与える建物、施設物を建てる等の行為を行ってはならず、洞窟、滝、古城跡をはじめとする天然記念物と名勝旧跡を原状のままに保存しなければならない。	14	機関、企業所、団体及び公民は、名勝地、観光地及び休養地に炭鉱、鉱山を開発したり、又は環境保護に支障を与える建物、施設物を建てる等の行為を行ってはならず、洞窟、滝、古城跡をはじめとする天然記念物と名勝旧跡を原状のままに保存しなければならない。
15	機関、企業所、団体は、地下資源を開発したり、又は地下建設を行うとき、地盤が沈下し、環境が破壊されないように、事前に該当する対策を立てなければならない。 地盤が沈下し、被害を受けるおそれのある所では、地下水を汲み上げて利用することができない。	15	機関、企業所、団体は、地下資源を開発し、又は地下建設を行うとき、地盤が沈下し、環境が破壊されないように、事前に該当する対策を立てなければならない。 地盤が沈下し、被害を受けるおそれのある所では、地下水を汲み上げて利用することができない。
16	環境を造成するために、飼っている鳥類及び爬虫類を捕らえることはできない。またわが国にのみ生息していたり、又は有益な野性動物及び水中生物は、当該環境保護監督機関の許可なく捕らえたり、又は殺したりすることができない。 すべての公民は、野性動物及び水中生物の棲息環境を利用不能にしたり、又は珍しい植物をむやみに掘り取って、生物界の均衡を変化させ、勤労者の文化情緒生活に支障を与える行為を行ってはならない。	16	機関、企業所、団体及び公民は、野生動物及び水中生物の生息環境を破壊し又は珍しい植物をむやみに掘り取って生物界の均衡を変化させる等の行為を行ってはならない。 国家的に保護増殖することになった動植物は、国土環境保護機関の許可なく捕らえ又は採集することができない。
17	都市管理機関及び地方行政及び経済指導機関は、公園及び遊園地をはじめとする文化休息所を至る所に設置し、道路、鉄道、建物周辺及び区画内の空き地、共同利用場所に木や芝を植え、緑地面積を増やさなければならない。 都市内及びその周辺には、環境造成に支障を与える木を植えることができない。	17	都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は公園及び遊園地をはじめとする文化休息所を至る所に設置し、道路、鉄道、建物周辺及び区画内の空き地、共同利用場所に木や芝を植えなければならない。都市及びその周辺には、環境保護に支障を与える木又は草を植えることができない。
18	機関、企業所、団体及び公民は、郷土を進展させる事業に定期的に参加し、植樹月間、都市美化月間を契機として、この事業を集中的に行なわなければならない。都市及び村で建物及び施設物を建設する等の作業を行うときには、周辺の環境を害してはならない。	18	国家は国土を美しく築き環境を保護する事業を全群衆的に行うため、国土管理総動員月間、植樹月間、都市美化月間等の国土環境保護月間を定める。 国土環境保護月間を定める事業は、内閣が行う。
第三章 環境汚染防止		第三章 環境汚染防止	
19	環境汚染を未然に防ぐことは、公害現象をなくすための先決条件である。機関、企業所、団体は、環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準、騒音、振動基準等を厳格に守らなければならない。 環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準並びに騒音、振動基準を定める事業は、政務院が行う。	19	環境汚染を未然に防ぐことは、公害現象をなくすための先決条件である。すべての機関、企業所、団体及び公民は、国家の環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準並びに騒音、振動基準を厳格に守らなければならない。 環境保護基準を定める事業は、内閣が行う。
20	当該機関、工場、企業所は、大気汚染を防ぐためのガス、埃吸収装置及び建物及び施設物から発生する臭いを除去するための空気濾過装置を備え、炉、タンク及び配管をはじめとする施設を計画的に補修整備しなければならない。 地方行政及び経済指導機関は、当該工場、企業所と住民区域の間に衛生保護区域を定め、そこに園林を造成しなければならない。	20	当該機関、工場、企業所は、建物及び施設物にガス、埃吸収装置及び空気濾過装置を備え、ガス、埃、悪臭等が流出しないようにし、炉、タンク、配管等の施設を計画的に補修整備しなければならない。 技術検査を受けていないボイラーは、運営することができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
21	<p>ガス、煙を基準より多く排出する運輸機材、包装しない物資を運ぶときに換えを出したり、汚れている運輸機材は運行することができず、規定された基準を超過して騒音及び振動を発生させる機械設備は稼働することができない。</p> <p>社会安全機関、通運監督機関及び地方政権機関は、主要な街及び必要な地域に現代的な排気ガス測定手段を備え、運輸機材のガス、煙の排出状態を検証し、大気汚染を防ぐための対策を立てなければならない。</p>	21	<p>排出基準を超過して有害ガスを出す運輸機材及び包装していない物資を積載し、埃を発生させる可能性があり、又は整備不良の運輸機材は運行することができず、規定された基準を超過して騒音及び振動を発生する機械設備は稼働することができない。</p> <p>人民保安機関は、運輸機材に対する技術検査及び運行取り締まりを厳格に行い、排出基準を超過し、有害ガスを出す運輸機材を運行しないようにしなければならない。</p>
22	<p>当該機関、工場、企業所は、排出されるガス、埃、煙が特殊な気象条件の影響で大気をひどく汚染し、人又は動物に害を与えるおそれのあるときには、その排出量を減らし、運輸機材の運行を調節又は中止しなければならない。</p> <p>気象水文機関は、特殊気象現象を当該機関に適宜に通報しなければならない。</p>	22	<p>国土環境保護機関及び当該機関、工場、企業所は、排出されるガス、埃等が特殊な気象条件の影響で大気をひどく汚染するおそれのある場合、当該設備の稼働及び運輸機材の運行を調節又は中止しなければならない。</p> <p>気象水文機関は、特殊な気象現象が派生するおそれのある場合、それについて、国土環境保護機関及び当該機関に通報しなければならない。</p>
23	<p>機関、企業所、団体及び公民は、木の葉及び汚物を都市住民区域及び主要道路周辺で燃やせずに、定められた場所に集めて処理しなければならない。</p> <p>都市管理機関及び当該機関は、環境を保護するうえで支障がないように、汚物を適宜撤去しなければならない。</p>	23	<p>都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は、汚物処理施設を備え、木の葉及び汚物を適時に処理し、都市住民区域及び収容道路周辺においてそれを燃やさないようにしなければならない。</p> <p>汚物処理場に集められた汚物は、適時に撤去しなければならない。</p>
24	<p>機関、企業所、団体は、水汚染を防ぐための沈澱池及び浄化施設を備え、生活污水及びさまざまな廃液を浄化し、それを回収、利用するための対策を立てなければならない。</p>	24	<p>当該機関、企業所、団体は、浄化施設を備え、汚水をきれいに浄化して排出し、浄化しない汚水が海、河川、湖水等の場所に流入しないようにしなければならない。</p>
25	<p>都市管理機関及び当該機関、企業所、団体は、上水道施設を定期的に補修整備し、飲み水をよく濾過消毒して供給しなければならない。</p> <p>取水口、貯水池及び排水口周辺には、工場、企業所及び建物、施設物を建設することができず、また除草剤、殺虫剤をはじめとする有害な化学物質を撒くことができない。</p>	25	<p>都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は、上水道施設を正常に補修整備し、飲み水の濾過消毒を厳格に行い、住民に水質基準を正確に保障した飲み水を供給しなければならない。</p> <p>取水口、貯水池及び排水口周辺には、工場、企業所及び建物、施設物を建設することができず、また除草剤、殺虫剤をはじめとする有害な化学物質を撒くことができない。</p>
26	<p>すべての船舶は、共和国の領海、経済水域及び港湾、浦口、閘門、河川、湖水、貯水池で航行又は停泊しているとき、油、汚水及び汚物を投棄又は処分してはならない。</p> <p>資源開発機関並びに地方行政及び経済指導機関、当該機関は、海洋資源を開発するとき又は海岸工事を行うとき、海洋環境を汚染してはならない。</p>	26	<p>共和国の領海、経済水域及び港湾、浦口、閘門、河川、湖水、貯水池で航行又は停泊している船舶は、油、汚水及び汚物等を投棄又は処分してはならない。</p> <p>資源開発機関及び当該機関、企業所、団体は、海洋資源を開発するとき又は海岸工事を行うとき、海洋環境を汚染してはならない。</p>
27	<p>船舶運営機関は、船舶に、そのトン数に応じた汚染防止設備又は汚水、汚物貯蔵容器を備え、海事監督機関の検査を受けなければならない。</p> <p>海事監督機関は、船舶に環境保護施設を備えた状況を厳格に検査しなければならない。</p>	27	<p>船舶運営機関、企業所、団体は、船舶に、そのトン数に応じた汚染防止設備を正確に備えなくてはならない。</p> <p>海事監督機関は、船舶検査を行う場合、汚染防止装置が備えられているかを厳格に検査しなければならない。</p>
28	<p>港、浦口、閘門及び埠頭を管理運営する機関、企業所、協同団体は、汚水及び汚物処理施設を備え、船舶の汚水及び汚物を積み出し、海や川に流した油及び汚物を浄化又は除去しなければならない。</p>	28	<p>港、浦口、閘門及び埠頭を管理運営する機関、企業所、団体は、汚水及び汚物処理施設を備え、船舶から出る汚水及び汚物を適時に処理しなければならない。</p> <p>海、河川に流出した油及び汚物は浄化し、又は撤去しなければならない。</p>
29	<p>当該機関、企業所、団体は、生活污水及びさまざまな排水の沈澱池、浄化場並びに汚物、工業廃棄物の処理場を海、河川、湖水、貯水池及び水源地を汚染しない場所に定めなければならない。</p> <p>剥土場、廃物捨場、貯炭場、すす及び鉱滓の処理場は、周辺環境が汚染されないようにつくり、利用した後は、土地をかがせ、木を植え、又は農耕地として利用しなければならない。</p>	29	<p>当該機関、企業所、団体は、汚水の処理場又は汚物、工業廃棄物の処理場を海、河川、湖水、貯水池及び水源地を汚染しない場所に定めなければならない。</p> <p>剥土場、鉱滓置場、貯炭場、すす及び鉱滓の処理場は、周辺環境が汚染されないようにつくり、その利用が終了した後は、土地をかがせ、木を植え、又は農耕地として利用しなければならない。</p>
30	<p>大気、水、土壌を汚染したり、又は人体に影響を与えるおそれのある国家的に禁止された農薬は、生産又は輸入することができない。</p> <p>農薬に対する毒性検査は、衛生防疫機関が行う。</p>	30	<p>大気、水、土壌を汚染したり、又は人体に悪い影響を与えるおそれのある国家的に禁止された農薬は、生産又は輸入することができない。</p> <p>農薬に対する毒性検査は、衛生防疫機関が行う。</p>
31	<p>農業指導機関及び農薬を使用する機関、企業所、団体及び公民は、農薬を空気に撒いたり、又は河川、湖水、貯水池、海に流れないようにし、また土の中に農薬が蓄積されないようにしなければならない。</p> <p>殺虫剤をはじめとする農薬を飛行機で撒こうとするときには、当該環境保護監督の承認を受けなければならない。</p>	31	<p>農業指導機関及び当該機関、企業所、団体は、農薬の保管、利用を定めたとおりに行い、農薬が大気中に流出し、又は海、河川、湖水、貯水池等の場所に流れないようにし、また土の中に蓄積されないようにしなければならない。</p> <p>農薬を飛行機で撒こうとするときには、当該国土環境保護機関の承認を受けなければならない。</p>
32	<p>放射性物質を生産し、又は取り扱う機関、工場、企業所は、放射性気体、埃、排水、廃棄物によって環境が汚染されないように、濾過施設及び浄化施設を備え、放射能濃度を排出基準以下に下げなければならない。</p> <p>開放状態の放射性物質を日常的に取り扱う機関、工場、企業所は、周囲の環境に対する放射性汚染を定期的に調査測定し、汚染被害を未然に防がなければならない。</p>	32	<p>放射性物質を生産し、又は取り扱う機関、企業所は、放射性気体、埃、排水、廃棄物の濾過、浄化施設を備え、放射能濃度を排出基準以下に下げなければならない。</p> <p>開放状態の放射性物質を取り扱う機関、企業所は、周囲の環境に対する放射性汚染レベルを定期的に調査測定し、該当する対策を立てなければならない。</p>
33	<p>放射性物質を生産、供給、運搬、管理、使用及び廃棄する機関、工場、企業所は、放射線監督機関又は社会安全機関の放射性物質取扱に対する許可を受けなければならない。</p> <p>放射線監督機関は、環境を汚染するおそれのある要素を定期的に調査し、該当する対策を立てなければならない。</p>	33	<p>当該機関、企業所、団体は、放射性物質を生産、供給、運搬、保管、使用、廃棄しようとする場合、放射線監督機関又は人民保安機関の許可を受けなくてはならない。</p> <p>放射線監督機関は、環境を汚染するおそれのある要素を定期的に調査し、該当する対策を立てなければならない。</p>
34	<p>汚染された魚、果実をはじめとする食品及び家畜の飼料は、輸入することができない。</p> <p>当該機関、企業所、団体及び公民は、食品を生産し、又は取り扱う過程で、それが汚染されないようにしなければならない。</p>	34	<p>環境保護及び人民の健康に悪い影響を与えるおそれのある汚染された食品、医薬品、生活用品、動物飼料等は、わが国に輸入することができない。</p> <p>機関、企業所、団体及び公民は、食品、医薬品、生活用品、動物飼料等輸入する場合、当該機関の検査を受けなければならない。</p>
35	<p>有害な物質を排出し、又は騒音及び振動を発生させ、人の健康及び環境に害を与える設備及び技術は、輸入し、又は生産に導入することができない。</p>	35	<p>有害な物質を排出し、又は騒音及び振動を発生させ、環境を著しく破壊するおそれのある廃棄物、設備及び技術は、わが国に輸入し、又は生産に導入することができない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
36	<p>機関、企業所、団体は、生産過程に発生する有害な物質の排出量及び濃度、騒音及び振動の強度を定期的に測定し、系統的に低くし、当該環境保護監督機関の許可を受けなければならない。</p> <p>環境保護監督機関の許可がなかったり、又は許容基準を超過する有害な物質は排出することができない。</p>	36	<p>機関、企業所、団体は、生産過程に発生する有害な物質の排出量及び濃度、騒音及び振動の強度を定期的に測定し、系統的に低くしなければならない。</p> <p>国土環境保護機関の許可がなく、又は許容基準を超過する有害な物質は排出することができない。</p>
37	<p>地方政権機関、国土管理機関及び当該機関は、住民の健康に害を与える工場、企業所を都市の外に出し、貨物輸送道路及び鉄道を住民区域外に移設し、又は地下に入れなければならない。汚染被害を受ける住宅は生活環境のよい場所に転移しなければならない。</p> <p>都市の中心には、公害を発生させるおそれのある、又は物資の輸送量の多い工場、企業所を建設することができず、公害防止施設を備えていない建物、施設物は使用することができない。</p>	37	<p>国土環境保護機関、地方政権機関及び当該機関は、公害を発生する工場、企業を都市の外に出し、貨物輸送道路及び鉄道を住民区域外に移設し、又は地下に入れ、汚染被害を受ける住宅を生活環境のよい場所に転移しなければならない。</p> <p>都市の中心には、公害を発生させるおそれのある、又は物資の輸送量の多い工場、企業所を建設することができず、公害防止施設を備えていない建物、施設物は使用することができない。</p>
第四章 環境保護に対する指導管理		第四章 環境保護に対する指導統制	
38	<p>環境保護に対する指導管理事業を強化することは、国家の環境保護政策を徹底して執行するための重要な要求である。</p> <p>国家は、環境保護事業体系を正しく確立し、現実発展の要求に即して、環境保護管理事業を改善するための組織指導事業及び監督事業を強化する。</p>	38	<p>環境保護に対する指導統制を強化することは、国家の環境保護政策を正確に執行するための重要な要求である。</p> <p>国家は、現実発展の要求に即して、環境保護管理事業に対する指導及び統制を強化するようにする。</p>
39	<p>環境保護事業に対する国家の統一指導は、政務院が行う。</p> <p>環境保護に対する集団的指導を保障し、必要な対策を適宜に立てるために、政務院に非常設環境保護委員会を設ける。</p>	39	<p>環境保護事業に対する指導は、内閣の統一指導の下に、中央国土環境保護指導機関が行う。</p> <p>中央国土環境保護指導機関、環境保護事業に対する指導体系を正しく確立し、指導方法を限りなく改善しなければならない。</p>
40	<p>環境保護に対する監督事業は、国土管理機関及び部門別環境保護監督機関である衛生防疫機関、放射線監督機関及び該当する権限のある機関が行う。</p>	40	46条参照
41	<p>当該機関、企業所、団体は、環境を保護するための監督及び測定事業と関連し、環境保護監督機関及び環境保護測定機関が要求する資料及び必要な事業条件を保障しなければならない。</p> <p>国家計画機関、資材供給機関、財政銀行機関及び労働行政機関は、環境を保護するうえで必要な設備、資材、資金、労働力を適宜に、円満に保障しなければならない。</p>	40	<p>機関、企業所、団体は、環境保護のための監督及び測定事業と関連し、国土環境保護機関及び当該機関が要求する資料及び必要な事業条件を保障しなければならない。</p> <p>国家計画機関、労働行政機関、資材供給機関及び財政銀行機関は、環境を保護するうえで必要な労働力、設備、資材、資金を適時に保障しなければならない。</p>
42	<p>当該中央機関及び国土管理機関、地方政権機関は、環境の損傷及び汚染状態を全般的に調査し、年次別計画を立て、環境をよりよく保護するための対策を立てなければならない。</p>	41	<p>中央国土環境保護指導機関は、全国的な環境監視体系を確立し、国の環境状態を定期的に調査掌握し、環境保護のための年次別計画を立て、その実行を正確に指導しなければならない。</p>
43	<p>国土計画機関及び当該設計審査機関は、環境保護の要求に即して、気象水文条件、地形条件、海洋条件等を検討し、住民地区及び産業地区を定め、保健機関、気象水文機関及び当該専門機関と合意した技術課題及び設計に対してのみ、審査批准しなければならない。</p>	42	<p>機関、企業所、団体は技術的課題及び設計の作成を環境保護の要求に合わせて行い、国土環境保護機関の環境影響評価及び当該機関の合意を得なければならない。</p> <p>環境影響評価及び当該機関の合意を受けない技術的課題及び設計は審査批准することができない。</p>
44	<p>竣工検査機関及び竣工検査に参加する機関は、公害防止施設を備えていない基本建設対象に対して、竣工検査合格承認を行ってはならない。</p>	43	<p>竣工検査機関は、公害防止施設を備えていない建設対象に対して、竣工検査合格承認を行ってはならない。</p>
45	<p>政務院は、国家的な公害監視体系を確立し、公害監視測定機関の役割を高め、環境変化の状態に対する測定事業を定期的に行い、生活污水、さまざまな排水及び工業廃棄物を処理するための化学技術的対策を立てなければならない。</p>	44	<p>中央国土環境保護指導機関、環境保護科学研究機関及び当該機関は、さまざまな要因に起因する環境の破壊を防止、国土環境を改善するための科学研究事業を限りなく強化し、その成果を環境保護事業に積極的に受け入れなければならない。</p>
46	<p>教育機関及び出版報道機関は、さまざまな形式及び方法で環境を保護するための科学知識の普及及び大衆教育事業を行い、環境保護分野で納めた成果を広く紹介宣伝しなければならない。</p>	45	<p>教育機関及び出版報道機関は、さまざまな形式及び方法で環境を保護するための科学知識の普及及び大衆教育事業を行い、環境保護分野で納めた成果を広く紹介宣伝しなければならない。</p>
	40条参照	46	<p>環境保護事業に対する監督統制は、国土環境保護機関及び当該監督統制機関が行う。</p> <p>国土環境保護機関及び当該監督統制機関は、国家の環境保護政策執行状況を厳格に監督統制しなければならない。</p>
第五章 環境被害に対する損害補償及び制裁			
47	<p>環境を損傷、破壊、汚染し、人の健康並びに国家及び社会協同団体、公民の財産に害を及ぼした機関、企業所、団体及び公民は、その損害を補償しなければならない。</p>	47	<p>環境を破壊し、人民の健康並びに国家及び社会協同団体、公民の財産に該当する害を及ぼした場合には、その損害を補償させる。</p>
48	<p>環境保護秩序違反により損害を被った機関、企業所、団体及び公民は、損害を与えた機関、企業所、団体及び公民に損害補償を請求することができる。</p>		
49	<p>環境保護秩序に反し、国土及び資源に被害を与えたときには、環境保護監督機関が該当する損失を補償させる。</p>		
50	<p>港監督機関及び該当する権限のある機関は、外国の船舶又は外国人がわが国の領土及び経済水域において、大気及び水を汚染したときには、当該船舶又は該当者を抑留して損害を補償させ、又は罰金を科する。</p>	48	<p>外国の船又は公民が、わが国の領域で環境を破壊する行為を行った場合には、当該船、公民を抑留し、又は損害を賠償させ、また罰金を科する。</p>
51	<p>環境保護監督機関は、環境保護秩序に反して行う対象建設、工場の運営及び運輸機材の運行を中止させ、又は当該建物及び運輸機材を撤収させることができ、違反行為を行うことに使用した物資、生産品を回収する。</p> <p>損傷、破壊、汚染された環境は、原状回復させることができる。</p>	49	<p>環境保護秩序に反して対象建設を行い、又は工場を運営し、工場を運営し、又は運輸機材を運転した場合には、それを中止させ、又は当該建物、施設物を撤収させ、違法行為に利用された物資及び金銭を没収し、また破壊された環境を原状回復させる。</p>
52	<p>国の環境をひどく損傷、破壊、汚染させ、重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の職員及び責任のある公民には、その情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる。</p>	50	<p>本法に違反して、環境保護事業に重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民にはその情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる。</p>

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (4) (Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised major foreign investment related laws on February 26, 1999. The last three articles have provided a brief description of investment climate, as well as details of modes of foreign direct investment (FDI), and a comparison between the FDI systems in the DPRK and in the People's Republic of China (hereafter China).

Among the foreign investment related laws in the DPRK, the law of the DPRK on Equity Joint Ventures and various tax related laws were enacted in the mid-1980s. Most of the others began to be put in place just after the establishment of the Rajin-Songbong Free Economic and Trade Zone (FETZ) in 1991.

This article comments on the following laws: the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control, the Law of the DPRK on Foreign Investment Banks, the Law of the DPRK on the Leasing of Land, the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Foreign Individual Tax, and the Law of the DPRK on the Protection of the Environment.

Enacted in Jan. 1993 and revised in Feb. 1999, the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control, which is a basic law on foreign exchange control, aims to "contribute to constant development of the national economy by increasing the foreign exchange revenue of the country and ensuring the efficient use of foreign exchange by the country, and to expand and develop the external economic relations of the country". This law prohibits circulation of a foreign currency in cash. A foreign-invested business may open an account at a domestic bank, with the approval of the body that controls foreign exchange. Offshore banking is only permitted in Rason Economic and Trade Zone (ETZ). There are no limits on the amount of a foreign currency or precious metal that may be brought into the DPRK. The amount taken out of the country must be equal to or less than the amount brought in, as declared to a bank or customs office at the time of entry. A foreign individual working for a foreign-invested business may remit abroad or take out of the territory of the DPRK up to 60% of his/her salary earnings and any other legitimate foreign currency earnings.

The Law of the DPRK on Foreign Investment Banks was enacted in Nov. 1993 and revised in Feb. 1999. The objective of this law is to "contribute to expansion and development of cooperation with different countries in the world over in the area of finance". The definition of 'foreign investment bank' includes joint venture banks, wholly foreign-owned banks and branches of foreign banks. Only joint venture banks may be established throughout the DPRK; others may only be established in the Rason ETZ. A foreign-invested bank may engage in some or all of the following transactions: (a) accepting deposits of foreign currencies by foreign-invested enterprises, foreign enterprises and foreigners; (b) granting loans in foreign currencies, providing current account overdrafts and discounting foreign currency bills; (c) dealing in foreign exchange; (d) investing in foreign currencies; (e) providing guarantees against liabilities in foreign currencies and defaults on contractual obligations; (f) remitting foreign currencies; (g)

clearing of importers' and exporters' bills of exchange; (h) offshore banking; (g) undertaking transactions of securities in foreign currencies; (j) trust banking; and (k) carrying out credit surveys and consultations, among other activities.

The Law of the DPRK on Leasing of Land was enacted in Oct. 1993 and revised in Feb. 1999. The purpose of this law is "to contribute to the establishment of a proper system for the leasing of land needed for foreign investors and foreign-invested enterprises and for the use of leased land". This law is valid not only in the Rason ETZ but also in the other regions of the DPRK. The Law of the DPRK on Foreign Investment prescribes that the length of land leases is to be up to 50 years. This law further elaborates upon that regulation. The leasing of land is to be undertaken through consultation, while tenders and auctions of leases are also permitted in the Rason ETZ. The fee payable for the rent and use of land includes charges for renting the leased land and the cost of land development. The latter includes the costs of land-leveling, road construction, and installing infrastructure for water supply and drainage, electricity, telecommunications and heating. When comparing costs with those of setting up in other countries, careful inspection should be made of the costs of developing the land.

The two laws on foreign-invested businesses and foreign individual tax were integrated into the Law of the DPRK on Foreign-invested Business and Foreign Individual Tax in Jan. 1993. Revised in Feb. 1999 and May 2001, this law acts as the basic law on the taxation of foreign-invested businesses and foreigners. This law prescribes enterprise income tax, personal income tax, property tax, inheritance tax, turnover tax, business tax and local taxes.

The DPRK enacted the Law of the DPRK on the Protection of the Environment in Apr. 1986. Revised in Mar. 1999, this law regulates the fundamental principles of environmental protection in Chapter 1, the preservation and improvement of the natural environment in Chapter 2, the prevention of environmental pollution in Chapter 3, and the guidance and management of environmental protection in Chapter 4. Pollution prevention is recognized as the principal means of environmental protection. It is particularly notable that exchange and cooperation with other countries and international organizations in this field is prescribed in this law.

Through the current revisions of foreign investment related laws in the DPRK, it can be observed that a trend has taken root in the DPRK to revise laws on foreign investment according to changes in the investment climate. This is a positive trend. However, implementing regulations for many of the laws that were enacted in the mid-1990s are missing at the moment. The issues that are most important to the investor are often found in such detailed regulations. Therefore, it is strongly recommended that the DPRK make more attempt to publicize information about its investment climate to foreign countries.